

令和 6 年 3 月

江南市議会総務委員会会議録

3月8日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和6年3月8日〔金曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第3号 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第4号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第5号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち

総務部

の所管に属する事項

議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

会計管理者の補助組織

議会事務局

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

市制70周年記念事業

消防車両更新等事業

第4条 地方債の補正のうち

消防施設整備事業

議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費のうち

土地調査評価事業

戸籍総合システム改修事業

第3条 地方債のうち

庁舎等改修事業

消防施設整備事業

防火水槽耐震化事業

臨時財政対策債

第4条 一時借入金

第5条 歳出予算の流用

市民と議会との意見交換会について

出席委員（6名）

委員長 長尾光春君

副委員長 牧野行洋君

委員 宮地友治君

委員 堀元君

委員 伊藤吉弘君

委員 岡地清仁君

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

副議長 石原資泰君

議員 三輪陽子君

議員 大藪豊数君

議員 片山裕之君

議員 須賀博昭君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君 副主幹 前 田 昌 彦 君
主任 鶴 見 吉 宏 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

企画部長 平 松 幸 夫 君

総務部長 河 田 正 広 君

消防長 上 田 修 司 君

地方創生推進課長 矢 橋 尚 子 君

地方創生推進課副主幹 浅 野 耕 太 郎 君

秘書政策課長 梶 田 博 志 君

秘書政策課主幹 田 中 元 規 君

秘書政策課副主幹 山 口 尚 宏 君

秘書政策課副主幹 梶 浦 太 志 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒 井 博 久 君

市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

長谷川 崇 君

行政改革推進課長 稲 田 剛 君

行政改革推進課副主幹 高 田 昌 治 君

財政課長 安 達 則 行 君

財政課副主幹 大 池 慎 治 君

財政課副主幹 伊 藤 俊 治 君

税務課長	向 井 由美子 君
税務課副主幹	丹 羽 克 仁 君
税務課副主幹	千 田 美 佳 君
収納課長	山 田 順 一 君
収納課主幹	吉 本 晴 永 君
総務課長	今 枝 直 之 君
総務課主幹	横 井 貴 司 君
会計管理者兼会計課長	金 川 英 樹 君
監査委員事務局長	牛 尾 和 司 君
消防総務課長	花 木 康 裕 君
消防総務課主幹	村 上 祥 一 君
消防総務課副主幹	畑 毅 君
消防予防課長	杉 本 恭 伸 君
消防予防課副主幹	蟹 江 雅 紀 君
消防予防課副主幹	木 元 健 二 君
消防署長	上 村 和 義 君
消防署東分署長	栢 本 忠 幸 君
消防署主幹	山 本 育 男 君
消防署主幹	大 谷 充 広 君
消防署主幹	日下部 匡 彦 君

○委員長 では、皆様おそろいのようにありますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

令和6年は、1月1日に発生した令和6年能登半島地震により激動の始まりとなりました。まだまだ被災地では公共インフラ等の復旧が完全に終わっていないという話もお聞きしておりますし、その支援のために消防職員の皆様をはじめ、たくさんの市の職員の皆様が派遣に、現地に出向いていただいていると、御活躍いただいたという話を聞き及んでおります。本活動に対し、総務委員会委員長として深く感謝申し上げます。

早いもので、今年度、私が総務委員会委員長を拝命してから4回目、最終の総務委員会の開会となりました。今年6月の冒頭に議員定数が削減され、総務委員会も6名で実施するというところで、しっかりと活動をしていきたいというふうに抱負を述べさせていただいておりましたが、振り返ってみますと、この6人のメンバーで、少数精鋭のメンバーでしっかり活動できたのではないかというふうに考えております。

令和6年度は、市制70周年ということもある記念の年であるとともに、第6次江南市総合計画も改定されまして、後期の基本計画の初めの年ということになります。市長が市の将来像として掲げた地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市の実現に向けて、様々な事業を実施していくと、その予算の審査も今回含まれております。これらの事業を実施した結果、文字どおり一步一步その将来像に近づいていることを実感できる結果を残せるように我々も取り組んでいきたいと思っております。市職員の皆様も、各自実施した結果をより重視した事業の実施というものを考えていただき、より市の発展に努めていただければ幸いかと思っております。

本日、委員の皆様にもしっかりと御審査いただき、よりよい江南市にしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る2月22日に3月定例会が開会されて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件、ただいま委員長のほうからお話がありましたけれども、当初予算というものが主になろうかと思いますが、いずれも市政進展の上で大変重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げまして、簡単でありますけれども御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　それでは、市長は公務がありますので、ここで退席をしていただきます。

それでは、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第3号江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをはじめ5議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。参考までに、委員協議会は3件の協議をしていきたいということで予定しておりますので、お願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さりますよう、議事の運営に御協力お願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力をお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

それでは、審査に移ります。

議案第3号 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第3号 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 それでは、議案第3号につきまして御説明申し上げますので、議案書の28ページをお願いいたします。

令和6年議案第3号 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

29ページには、江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）を、次の30ページから31ページにかけては、参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 本会議でもしっかり議論されましたのでなかなか聞くことはないんですけども、ちょっと確認の意味を込めてお聞きしたいんですけども、本会議で支給対象となる職員が425人で、全体の会計年度任用職員が990人、割合としては42.9%というふうに私は聞いているんですけども、それで間違いはなかったですかね。

○秘書政策課長 一般質問の答弁の折にお伝えさせていただきましたように、令和5年12月に支給いたしました期末手当の実績ベースで申し上げますと、会計年度任用職員992名、うち支給対象者は425名で、割合は42.9%となっております。

○伊藤委員 分かりました。

そうすると、これはちょっと一般職員と同じ人事評価の形になるんですけ

れども、普通、一般職員は人事評価が勤勉手当に反映されるわけですがけれども、会計年度任用職員の場合はどうやって反映されていくのでしょうか。

○秘書政策課長 会計年度任用職員の人事評価でございますけれども、所属長が最終評価者となって、現在、正規職員よりも簡素化した評価シートで年末に実施をさせていただいております。

評価区分といたしましては、正規職員と同様に1から5という5段階の評価で行っております。当分の間につきましては、3以上の評価の場合につきましては標準という成績率を一律に適用し運用させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 最後ですけれども、例えば勤勉手当を支給されると、例えば夫の扶養になっている方が働く時間を調整することになる人が出てくると思うんですけれども、その辺り、どうやって今回の改正内容を会計年度任用職員に周知されるのでしょうか。

○秘書政策課長 まず初めに、今回の改正内容につきましての会計年度任用職員にどう周知していくのかというところなんですけれども、毎年度初めに会計年度任用職員の休暇制度などにつきまして、通知文書などにより周知をしているところなんですけれども、勤勉手当の改正内容につきましてもこちらと併せて明記した上、所属長を通じて周知をしていきたいと考えております。

また、今回、勤勉手当が出ることによって働く時間の調整がかかる方が見えるのではないかという御質問だったんですが、こちらにつきましては、収入の見込みなど、あらかじめ勤務条件を明示した上で任用のほうをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 分かりました。終わります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時38分 休 憩

午前9時38分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第4号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 議案第4号について御説明申し上げますので、議案書の32ページをお願いいたします。

令和6年議案第4号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

33ページには、江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）を掲げてございます。次のページ、34ページには、条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 今回、やはり維持管理に相当な経費がかかっている布袋ふれあい会館の浴場なんですけれども、これは特定の方が利用されているだけということで、これは非常にいい判断だとは思いますが、そのスペースが今度空くんですね。この空くスペースに対して、どのように今活用が進んでいるのでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　浴場廃止後の利活用につきましてでございますが、現段階では決定はいたしておりませんが、施設の改修等が必要になってまいります。公共施設の再配置を検討する中で、施設の規模、それから地域のニーズ等を踏まえまして、最適な方法について関係各課と今、協議を始めたところでございます。

○伊藤委員　あと1点だけですけども、廃止に伴う代替案として、すいとぴあ江南の浴場ですね、それに対して年齢制限があったり、金額の制限があって、補助を出すということなんですけれども、これは1年だけの延長なんですけれども、例えば2年、3年と、例えば利用率によって、利用されておる方が多かったら延命されていく考えはあるでしょうか、その辺りはどうでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　恐れ入ります。その件でございますけれども、当初の協議では1年ということでした。

また、予算に関しましても、今度新しくできます地域ふくし課のほうの所管になりますものですから、その辺の協議に関しましては地域ふくし課のほうを担当していくのかなというところで、市民サービス課においては1年という考えでおります。

○伊藤委員　分かりました。

その辺り、しっかりと申し送っていただいて、こういう意見もあったということで、ぜひともまた新しい課に申し送りをお願いしておきます。よろしくをお願いします。以上です。

○委員長　では、ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時42分　休　憩

午前9時42分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第5号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
のうち
総務部
の所管に属する事項**

○委員長 続いて、議案第5号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてのうち、総務部の所管に属する事項を議題といたします。

なお、審査方法ですが、複数の課が関係する議案となっているため、まとめて審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、議案第5号につきまして御説明させていただきますので、議案書の35ページをお願いいたします。

令和6年議案第5号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

36ページをお願いいたします。

この条例の一部を改正する条例（案）でございます。

総務課所管の内容につきまして御説明をさせていただきます。

新旧対照表で説明させていただきますので、38ページをお願いいたします。

第2条は、用語の定義を規定したもので、いわゆる番号法において新たに規定された用語に係る規定を追加するものでございます。

第4条は、個人番号の利用範囲を規定したもので、第1項、第3項のいずれの改正も、第2条の規定の追加に伴い、字句の整理をするものでございます。

総務課所管の説明は以上でございます。

○税務課長　　続きますして、税務課所管の内容について御説明させていただきます。

40ページをお願いいたします。

中段にございます別表第2（第4条関係）は、執行機関における情報連携を行う事務と特定個人情報と規定するもので、税務課改正の内容につきましては、44ページをお願いいたします。

44ページ中段にございます35の項は、令和6年度から森林環境税の賦課徴収に関する事務を市県民税と併せて行うことに伴い、改正するものでございます。

税務課所管の説明は以上でございます。

総務部所管の説明は以上となりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　1点だけですけれども、36ページの第2条の4号、7号、8号なんですけれども、これは個人番号利用事務とか特定個人番号利用事務とか利用特定個人情報とかいろいろ用語があるんですけれども、この用語の違いというのはどういった形で、教えてほしいんですけど。

○総務課長　　まず個人番号利用事務でございますけれども、改正後の法の別表に掲げる事務でございますして、事務及び社会保障、地方税、防災に関する事務でありまして、条例で定めるものの処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理を行う事務のことでございます。

それから、特定個人番号利用事務でございますけれども、改正後の法律の別表に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるべきものとされております。

また、利用特定個人情報でございますけれども、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものをいうものでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 47 分 休 憩

午前 9 時 47 分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 5 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

会計管理者の補助組織

議会事務局

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

市制70周年記念事業

消防車両更新等事業

第4条 地方債の補正のうち

消防施設整備事業

○委員長 続いて、議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、会計管理者の補助組織、議会事務局の所管に属する歳出、第3条 繰越明許費の補正のうち、市制70周年記念事業、消防車両更新等事業、第4条 地方債の補正のうち、消防施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○事務局 議会事務局議事課の所管につきまして御説明をさせていただきますので、議案書の146、147ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑もないようですので、続いて企画部秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 それでは、令和6年議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）の秘書政策課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の144ページ、145ページをお願いいたします。

歳入でございます。

最上段の18款1項1目1節の総務管理費寄附金の企業版ふるさと寄附金で

ございます。

続きまして、歳出でございます。

146ページ、147ページをお願いいたします。

中段の2款1項2目秘書政策費の person 費等及びその下の市制70周年記念事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 これも本会議で出てしまったものですから、なかなか質問が重複してしまう部分があって申し訳ないんですけども、人件費のところ、退職手当として12人退職されて10人分の退職手当が計上されているということで本会議では聞きました。ちょっと聞き逃したかも分かりませんので、どの階級の職員だったのか、それだけ教えてください。あと、消防とか保育職の専門の職員はいたんでしょうか。

○秘書政策課長 3月補正にて計上いたしました退職手当の階級別の内訳でございますけれども、主幹が1名、主査が2名、主任以下が7名の合計10人分となっております。

申し訳ありません。職種といたしまして、保育士が8名、保健師が1名ということで、消防につきましては計上されてございません。

○伊藤委員 分かりました。

あと、その下の、これも本会議で出たんですけども、市制70周年記念事業ということで、これもしっかり本会議でやられたものですから、なかなか聞くことはないんですけども、再度、重複する部分があるかも分かりませんので、申し訳ございません。

この寄附金を集めるのは大変だと非常に思っているんですけども、これって市内、市外の企業に対してアプローチした方法をちょっと教えてください。どういったようにアプローチされたんですか。

○秘書政策課長 各企業のほうに企業版ふるさと寄附金をお願いする、まずは案内文書を送付させていただいております。

また、本市に例えば支店があるなどゆかりのある企業に対しましては、職

員が直接訪問させていただいて事業内容を説明するなど、事業に賛同いただけるよう働きかけを行っているところでございます。

○伊藤委員 再度お伺いしますが、現時点では幾ら集まったんでしょうか。これは本会議でも多分出たと思うんですけども。

○秘書政策課長 2月末時点でございますけれども、250万円の寄附をいただいているところでございます。

○伊藤委員 そうすると、これは年度内で2,000万円なんですけれども、見込みがあるかどうかは非常に聞きにくいんですけども、その辺りはどのように判断されていますか。

○秘書政策課長 秘書政策課としても、ドラマの制作に向けて実際に実施していきたいと思っておりますので、現在も複数の企業のほうから、今現在、寄附のほうの、この事業に賛同の意向はいただきつつ、検討していただいている企業もございます。こういった賛同をしていただける企業を当たりつつ寄附を集めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 そうですね、その辺あたりしっかりとやはり努力していただいて、ぜひとも2,000万円以上集まるように努力するようにお願いいたします。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 それでは、大薮議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大薮議員 何かとても寂しい異議なしですけど、本当によろしいですか、私。じゃあ、よろしく願いします。

この市制70周年記念事業についてなんですけど、私個人的に市内、市外、江南市に関連する企業のトップに数社確認したところ、市からのオファーがあったというところももちろんありましたが、多くがそんな話は知らんぞとい

うような意見が出ましたが、どのような企業にどういうふうなプランでアプローチしているのかを教えてください。

○秘書政策課長　先ほど少し申し上げましたけれども、江南市にゆかりのある企業で、こちらのほうから、例えば支店がある企業とかを、担当者とかがこちらのほうでも分かるような場合につきましては、その方に一度、打診と申しますか、御案内の連絡をさせていただき、事業につきまして少しでもお話を聞いていただけるというようなお話をいただけた場合には、直接職員が企業のほうへ出向きまして事業内容等を御説明させていただき、御検討いただけないかということをお願いをさせていただいているところでございます。

○大薮議員　詳しい説明になっていないのもう一回聞きますが、例えば具体的に商工会議所などに登録のある会社全てにはもうアプローチをかけたとか、もしくは総収入でいうならば幾ら幾ら以上生産を上げているところにかけたとか、そういう具体的なお話が欲しいんですが。

○秘書政策課長　商工会議所のほうにつきましては、一度こちらのほうから出向きまして、内容の御説明をさせていただいて、お話をさせていただいているところでございます。

先ほどのように、事業規模とかそういったところで絞っての御案内をさせていただいているとか、そういったところにつきましては、事業費に絞ってということを行っている状況でございます。

○大薮議員　いや、それはおかしいでしょう。市内には、江南市で起業して、江南市できちっと納税していただいている企業がおいでで、そこになぜうちは話があったがという会社があったり、いや、うちはそんな話聞いていないよということの話があるのか、それを聞かせてください。なぜそれなりに江南市に根を張って頑張ってみえる企業にこういう話が行かないんですか。

○秘書政策課長　今回行っております企業版ふるさと納税制度自体が、まずは対象となる企業というのが江南市内ではなく、江南市外に本拠を置く企業が対象ということになってございます。なかなか、江南市内に本拠がある企業につきましては、今回この対象とはなってございませんので、市外に本拠のある企業をどのように御案内していくかというところで、先ほどのような形を取らせていただいているということになります。

○大藪議員　　そう来ると思って、市内にお住まいの社長とかが市外で企業展開しているところも聞きましたが、そういったところにもアプローチされていない件が実際に表へ出ていますけど、それについてはどう思いますか。

○秘書政策課長　　こちらでも全ての企業は把握できないというところはございますので、そういった企業がもしお見えであるということであれば、こちらのほうに御連絡いただければ、こちらのほうからはまた御説明に上がらせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大藪議員　　最後にします。

要望も含めてですけれども、その結果が今現在の250万円じゃないんですか。もう少し真剣にやってくださいよ。ちゃんと納税していただいているわけですから、そういった方がどういう企業を展開してみるかというのは市は把握できるはずですよ。きちっとそういったところにちゃんと細かく配慮をしていただかないと、これは2,000万円は集まらないですよ。ちょっともうちょっとしっかりやっていただきたい。以上です。

○委員長　　これは要望として。

ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　　それに関連してなんですけれども、多分、俗に言う寄附金集めて営業のリスト集めだと思うんですけれども、対象企業は何社ぐらいありますか。今回のリストを把握していらっしゃるでしょうか、この寄附金集めに関して。

○秘書政策課長　　申し訳ありません。ちょっとそういったリストみたいなものは持ち合わせていないことから、こちらでもちょっと市の中でそういった情報を集めて、こちらから御案内できる企業が見えたら御案内させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員　　それは把握できないのか、していないのか。市に税金を納めているんだったら、多分何か検索をかければ出てくる感じがするんですけれども、そういうふうにはなっていないんですか。

○秘書政策課長　　申し訳ありません。先ほども、企業版ふるさと納税というのが、市外に本拠地というものの企業ということになりますので、なかなかちょっとそういったリストといたしますか、そこまでは把握し切れていないと

というのが現状でございます。

○牧野委員　それを把握しているのは、要は中央のと、中央官庁ということですか。もし聞くと、知りたいと思ったら。どこにあるのかなと、そのデータというんですか、は御存じでしょうか。

○秘書政策課長　申し訳ありません。そうしますと、インターネット等でそういった情報が載っていないかとか、そういったところを検索させていただいて、そういうものがあればということにはなっておりましても、よろしく願いいたします。

○牧野委員　では、もう一つだけ。

状況は理解できました。ありがとうございます。

対象企業が分からずにやると非常に手間がかかるのと、要するに、恐らく普通に考えれば利益が高い、江南市において売上が高い企業ほど、あるいは20年、30年いらっしゃる企業ほど寄附金を出してくれるのかなというイメージがありまして、今後の企業版ふるさと納税を江南市において発展させるためにも、そういう企業をある程度把握しておく、その中でも、そういったリスト、さっき言った売上、利益とか、何人いるかとか、そういう企業を把握しておく、江南市における企業版ふるさと納税が集めやすいと思いますので、大変だと思いますけど、何らかのお知恵を出していただいて、要望ですけどね、やったほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長　要望。

○牧野委員　いや、質問で。

○秘書政策課長　ありがとうございます。

こちらのほうにつきましても、寄附額の目標額を達成できるよう努めてまいりますので、そういったことにつきましても努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員　今後のためにもぜひ、今後のためにもぜひお願いします。

これは本当は要望なんです。今後の江南市の税収増のために、向こうにも気持ちよく払っていただくためにも、ぜひともそういったことを検討していただければと思います。以上です。

○委員長　要望ということでとどめておきます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　すみません、最後に1個だけ私から質問させてください。

委員外議員の前にやるべきだったかもしれないですけど、ちょっとタイミングを逸してしまいました。

では、質問させていただきますが、この事業、やはり70周年記念事業ということで、寄附金が集まらなかったから規模縮小しますとかやめますというのは、やっぱり江南市の歴史にその結果が残っちゃうわけです。だから、要は私としては、何が何でも当初の計画どおり、要は盛大にやったという結果を残したいと思っております、何とか、集まらなかったとしても、実現してもらいたいと思っております。

そうしたときに、集まらなくても、何らか支出、歳出の2,000万円は確保したいと思っております。これは今2,000万円が全部寄附金となっておりますが、来年度、これは補正予算とかかけて、一般財源から入れてでもやれるという、何らかそういう手段って取ることはできるのでしょうか、お尋ねします。

○企画部長　　いろいろ各委員、御心配していただきまして大変恐縮でございます。

一般財源を使ってという話になります。また来年度の予算という形にはなってくるかと思っておりますけれども、今現状としては250万円という、2,000万円からするとかなり隔たり、格差があるようですけれども、今現状としては、いろいろと各企業を回らせていただきまして、今、3月の決算期を待つという企業が非常に多いものですから、少しでもきちっと集まるような形で鋭意努力をさせていただきますので、できる限り一般財源を使わずに実施したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　分かりました。

では、ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の150ページ、151ページ上段をお願いいたします。

歳出になりますが、2款3項1目戸籍住民基本台帳費で、個人番号カード取得促進事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員　これも本会議で出ていたんですけれども、これも重複してしまう部分があるかも分かりませんが、今回、郵便局のみで591件でしたかね、申請があったという件数が、お聞きしたんですけれども、この件数というのは、交付率なんですけれども、例えばの話ですよ、全国や県と比較した場合はどうなんでしょうか。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　マイナンバーカードの2月末現在のもので入手できましたので、御報告させていただきます。

国のほうの国平均でございます、交付率が78.3%、県の平均が78.8%、江南市の交付率は80.9%でございます。

また、保有枚数率というのも併せて出ていまして、国のほうの平均が73.3%、県の平均が73.5%、江南市の保有枚数率は76.7%となっております。

- 伊藤委員　国や県よりかはいいということですよ。分かりました。

あと1点だけお聞きしたいんですけれども、今回、老人施設の出張申請サポートができなかったということなんですけれども、これは例えばの話なんですけれども、新型コロナウイルスとかインフルエンザが蔓延した場合、当然入所施設においては、管理者というのは入所者以外の者が施設へ入場することを極力避けたいというわけですよ。そうすると誰も入っていきませんよね。そうすると、そのような場合でも、例えば入所者に対して出張サービス、出張申請サポートを実施する手段というのは果たしてあるものなんでしょうか。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　今年度、交付金のほうの内容

が改定されまして、施設の関係者がマイナンバーカードの代理申請をした場合に対しての行為に対して交付金を割り当ててもよいということになりました。その場合でございますけれども、施設管理者と市のほうが事前協議をして、どういった方にやっていく、どういった方、何人だということをごきちんとして明確にした上での実施、それに対しての1人当たり幾らということで支払うということが交付金対象となりましたので、もし仮にコロナ等で蔓延し市の職員が入れないといった場合には、施設の管理者が実施できるというふうになっておりますので、そういったことも私たちできましたものですから、施設に関して周知してまいりたいというふうに考えておりますので、お願いします。

○伊藤委員 以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）の財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の138ページ、139ページをお願いいたします。

上段、11款地方交付税、1項1目1節地方交付税で、普通交付税でございます。

はねていただきまして、144ページ、145ページをお願いいたします。

上段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

議案書の146ページ、147ページをお願いいたします。

最下段、2款総務費、1項総務管理費、6目財政費、補正予算額はマイナス108万円で、説明欄、PCB廃棄物処理事業でございます。

大きくはねていただきまして、194ページ、195ページをお願いいたします。

最下段の12款1項1目公債費、補正予算額はマイナス991万1,000円で、説明欄、市債償還事業でございます。

続きまして、令和5年度江南市3月補正予算説明資料をお願いいたします。説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございますが、11款地方交付税は普通交付税、19款繰入金は江南市財政調整基金繰入金で、備考欄の9号補正でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　139ページをお願いします。

歳入なんですけれども、今回、普通交付税が2億円以上増額する補正なんですけれども、この増額される理由は何でしょうか。

○財政課長　普通交付税につきましては、国の国税収入が増加しているという状況でございます。昨年12月に、国のほうでも補正予算（第1号）ということで、交付税の原資となる国税収入の増加の補正を組んでございます。それに伴いまして、本市の交付税につきましても再算定が行われたというところでございます。その結果、2億2,625万7,000円が再算定の結果で増額されたという結果でございます。

○伊藤委員　よく分かりました。ありがとうございます。

次に、147ページの一番下、PCBの廃棄物処理事業ということで、今回この予算を執行すると全ての処理が終了するという理解でよろしいでしょうか。

○財政課長　今回につきましては、現在、防災センター1階でストックしておりましたPCB廃棄物について、一旦全部吐き出したという形になります。今後、公共施設の建て替え等、修繕等が入ってまいりますので、また今後以降発生してくる可能性がございますので、また一旦ストックするという形で、時期を見て一斉に廃棄をさせていただきたいと思っております。

○伊藤委員　取りあえずストックの部分だけはオーケーということですね。今後はまた分からないということね。分かりました。

あと1点だけです。

195ページの市債償還事業の中で、利子の減額というのは理解できるんですけども、元金が増額するというのは何でしょうかね。

○財政課長　　今回、利子は減、元金が増ということでございます。こちらの原因でございますけれども、借り入れているものが、元利均等払いということで、元金と利子分が例年平準化するように均等で支払っているということでございます。均等払いでございますので、利子が増加することによって逆に元金が減るとか、利子が減ることによって元金が増えるということが結果的には原因となっています。

今回、大きい理由としては、借入利率としては当初予算で見込んでいたものよりもかなり低かったという点と、それから過去に借りた臨時財政対策債の利子の見直しというのがございましたので、その分利子がかかなり低かったということで、一方、元金が増えたという結果でございます。

○伊藤委員　　よく分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長　　ほかに。

○岡地委員　　すみません、ちょっと戻りますけれども、PCBの廃棄物なんですけど、これの市有施設の中で、今現在は特定できると思うんですが、PCBの廃棄物になり得るもの、こういったリストについては過去に調べていらっしゃるのでしょうか。

○財政課長　　PCB廃棄物、高濃度と低濃度というのがございまして、一応高濃度のPCB廃棄物は国の基準によりましてもう既に全数把握して、もう廃棄をしております。今後、低濃度ということでございますので、低濃度につきましても、今、国の基準では令和8年度までの廃棄ということになっておりますけれども、これはちょっと動向は分かりません。

全数調査という点でいいますと、低濃度につきましてもある程度は把握をしておりますが、ただ、実際に今後どのくらい出るかというところはその施設の中で確認を取っていくということでございますので、今予定されております南北の給食センターでございましてとか、あと老人福祉センター、それから旧保健センターなんかにつきましては発生してくるであろうということで確認は取っております。

○岡地委員　この対象となり得るものですので、これを分かっているしやれば、ぜひデータベース化して、今後取替えが発生するときに廃棄物という形に必ずなってきますので、計画的な処理を目指していただきたいなというふうに思います。要望です。

○委員長　要望でいいですね。
ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長　それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の142ページ、143ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金、その下、4節統計調査費委託金でございます。

続きまして、148ページ、149ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の2款1項7目行政事務費、説明欄、庁舎等維持運営事業でございます。

少しはねていただきまして、152ページ、153ページをお願いいたします。

最上段の2款4項1目選挙費、説明欄、選挙管理執行事業でございます。

はねていただきまして、154ページ、155ページをお願いいたします。

最上段の2款5項1目統計調査費、説明欄、統計調査事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　149ページですけれども、最上段、庁舎等維持運営事業の中の連絡歩道橋点検、これは消防庁舎との歩道橋なんですよ。その点検結果して、ちょっと気になるんですけれども、問題はないというようなことをちょっと報告で伺ったんですけれども、問題はなかったですかね。

○総務課長 連絡橋でございますけれども、基本構造部分に関しては問題ないという結果でございました。

○伊藤委員 私がぱっと見ると何かさびさびで、結構さびが出ているんですけれども、あの辺りってどうなんでしょうか。例えばさび止めして塗装するとか、そういうことは考えてみえるんでしょうか。

○総務課長 通常使用する上では何ら問題はないんですけれども、塗装だけ行うとなりますとかなりの金額、ざっくり言いますと三千数百万円とかってかかりますものですから、そういった費用とのかを、バランスを考えますと、塗装のほうは今のところは考えていないというところでございます。

○伊藤委員 非常に美観的に悪いんですけれども、あれで大丈夫かという市民の声があったものですからちょっとお聞きしたんですけれども、あれで本当にいいかなという、外から見ると何か大丈夫かという雰囲気なんですよね。今塗装しておけばいいんじゃないという声も聞きますので、その辺り、またしっかりと検討をよろしくお願いします。

あと、153ページの江南市長・江南市議会議員の選挙事業というところで、この中で役務費と負担金、補助及び交付金の中で郵便料とか選挙公営負担金の不用が非常に多いんですけれども、これは何ででしょうか。

○総務課長 まず役務費ですけれども、内容といたしましては郵便料が412万円となっておりますけれども、候補者による選挙運動用はがきの発送が当初の見込みより少なく、執行残が生じたということでございます。

選挙運動用はがきにつきましては、市長選挙で8,000通、それから市議会議員選挙で2,000通を上限として各候補者が送付することができるかとされているものでございまして、その郵送に係る費用が公費負担となっております。

予算計上に当たりましては、市長選挙が6名、4万8,000通分、市議会議員選挙が36名、7万2,000通分を計上しておりましたが、実績といたしましては、市長選挙が1万5,485通、そして市議会議員選挙が4万2,277通となりまして、郵便料の不用額が生じたものでございます。

それから、選挙公営負担金でございまして、こちらの減額1,497万3,000円につきましては、選挙公営負担金が選挙運動に使用する自動車の借

り上げ料、それから燃料費、運転手代、及び選挙運動用のポスター及びビラの作成費用を公費で負担するもので計上しておるものでございます。

予算計上に当たりましては、それぞれの項目に対して公費負担の可能額の上限額を設定しておりますことから、立候補予定者の人数分の上限額を予算計上しておりました。そうしたところ、上限額以内の契約やボランティアによる無償提供、自己資金による負担などによりまして不用額が生じることになったものでございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点だけ、すみません。155ページの最上段なんですけれども、統計調査事業ということで、これも148万9,000円の不用額が出ていますけれども、これは調査員を予定どおり確保できて、スケジュールどおり調査ができたものなんでしょうか、その辺りをちょっとお聞かせください。

○総務課長 不用額148万9,000円の内容でございますけれども、予算計上に当たりましては、調査員1名につき2つの調査区を担当するという想定をしておりまして、江南市では177か所ございましたことから、90名分の予算を計上してございました。そうしたところ、昨年4月6日付で愛知県の統計課長より各自治体の調査員の設定がございまして、江南市におきましては調査員65名で実施するよう通知がございましたことから、不用額が生じたものでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 では、大薮議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大薮議員 今度は皆さんから異議なしでありがとうございました。

149ページの連絡歩道橋の点検の関係です。

多分天気の良い日に恐らく点検をされたのであろうかと思うんですが、ずっと長いこと使っていただいて、皆さんがよく使っていただいたんでしょう、階段のステップ部分ですが、天井部分がかなり雨の日に水たまりができるんですよね。ちょっとそこについても、次回の点検でもいいですし、どこかで点検できれば、水たまり解消、小さなお子さんとか奥さん方が水たまりをよけていく風景をよく見ますので、ちょっと要望になりますけど、一回見ておいていただきたいと思います。私からは以上です。

○総務課長 実は、心配していただいているとおり、床面については非常に破損しているというところでございまして、通学でも利用されていることから、来年度の実施計画に上げまして、床面の改修だけ再来年度にできればという考えではございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 それでは、税務課の所管する補正予算について説明させていただきますので、議案書の138、139ページの上段をお願いいたします。

歳入でございます。

上段の1款1項市民税、2目法人でございます。

恐れ入りますが、別冊の補正予算説明資料をお願いいたします。

補正予算説明資料の4ページ上段には、一般財源調といたしまして、補正額の内訳を掲載させていただいております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけです。

本会議でも出たんですけれども、法人税割が大きく減額となる理由だけ教えてください。

○税務課長 減額となる理由でございますけれども、市内事業所にございます2法人におきまして、特別利益である固定資産売却益が前年度と比べて大幅に減ったことが大きな要因となっております。過去の実績をベースに積算した当初予算から大きく下回る見込みとなったことから、今回、補正をお願いするものでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

議案書の148ページ、149ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最下段の2款1項10目会計管理費です。説明欄、歳入歳出事務処理事業の口座振替データ伝送方式移行事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけ、業務委託料が不用になった原因、91万1,000円の原因を教えてください。

○会計管理者兼会計課長 業務委託契約におけますシステム改修の委託契約なんですけれども、当初契約をした以降に各金融機関の移行に伴う条件設定が変更になりまして、最終的に費用が圧縮され不用額が確定したため、減額補正とするものでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課に

ついて審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　それでは、消防総務課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の134ページをお願いいたします。

中段にございます第3表　繰越明許費補正、9款1項消防費、消防車両更新等事業を掲げております。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、議案書の144ページ、145ページをお願いいたします。

下段にございます22款1項4目消防債、所管は消防総務課で、補正予算額110万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の186、187ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項1目消防総務費、所管は消防総務課で、補正予算額430万2,000円の減額と繰越明許費をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　この消防ポンプ自動車は第1分団の本部車両なんですよね。これは契約金額の関係で減額されたということなんですけれども、これは何年経過された車両だったのでしょうか。

○消防総務課長　減額は、委員おっしゃられるとおり、契約金額と当初予算額との差額になります。

車両が経過した年数なんですけれども、これは平成18年1月に前回は更新しておりますので、18年が経過したものでございます。

○伊藤委員　18年、了解です。

あと、契約業者はどこだったのでしょうか。

○消防総務課長　契約業者は、株式会社モリタ名古屋支店となります。

○伊藤委員　あと、これは納入期限とか、取りあえず車両が入ったら消防団

員に説明しなあかんわけですよ。それと、第1分団はどうか分かりませんが、受入れ式というのがあるんですよ。その受入れ式をやられるのか。いつからこれは運用開始されるのか、その辺りをちょっとお聞かせください。

○消防総務課長 納入期限なんですけれども、これは令和6年3月31日としておりますが、令和6年2月21日に納車は済んでおります。今週の土曜日なんですけど、明日ですね、令和6年3月9日に団員さんに対しては車両の説明を行ってまいります。

また、受入れ式なんですけれども、令和6年3月24日、こちらは第1分団車庫において受入れ式、お披露目式のほうを予定しております。

○伊藤委員 ということは、運用開始はいつになってくるんでしょうかね。

○消防総務課長 運用開始は令和6年3月18日を予定しております。

○伊藤委員 受入れ式の前ということですね。

あと、これは普通免許で運転できるんでしょうか。今の消防自動車は運転できませんでしたよね。

○消防総務課長 従前のものは普通免許では運転できない車両でしたが、今回の車両は3.5トン未満ということで、普通免許でも可能となっております。

○伊藤委員 分かりました。

あと、救急車なんですけれども、これはメーカーはどこですか。トヨタか日産か、どこでしょうかね。

○消防総務課長 メーカーなんですけど、今回は日産になります。

○伊藤委員 そうすると、今、救急車は4台あるんですけども、トヨタ、日産の内訳は分かりませんか。

○消防総務課長 今回が日産で1台でして、残りの3台はトヨタ車になります。

○伊藤委員 分かりました。

これは納入はいつで、運用開始はいつなんですか。

○消防総務課長 納入ですが、令和6年1月19日に納車されておまして、運用は令和6年1月22日から運用のほうをしております。

○伊藤委員 あと、これは前の車両ということ、これは予備車として残して、

実際5台いるわけですよ、江南市では。だから、1台を予備車として残すことができなかつたんでしょか。

○消防総務課長 消防計画で4台の運用となっておりますことから、残すことは考えておりません。

○伊藤委員 分かりました。

あと、旧の救急車と新の救急車なんですけれども、例えば特徴というか、見た感じの仕様の違いというのは分かるんでしょか。

○消防総務課長 見た目の違いというのはほとんどございませぬので、メーカーが違うということぐらいしかないんですけれども、赤色灯ですとかサイレンとかその辺りで今回の車両は前回と違うものを、口頭で言いますと、可変ビーコンですとか、あとカメラですね、カメラのほうでのアラウンドモニターとか、そういったものを車載しております。

○伊藤委員 分かりました、すばらしい救急車ということで。

あと、救助工作車なんですけれども、繰越明許費になっておりますよね。これは繰越明許費になった理由をもう一度お聞かせください。

○消防総務課長 今回、繰越明許費をお願いするわけなんですけれども、その理由なんですけれども、今回、救助工作車そのもののシャシーの供給業者でありますメーカー、日野自動車騒音ですとか燃費の試験に対応する人員が十分に確保できていないということで、大元にあるのは燃費不正ですとか、そういったことがありまして、これは江南市だけではなくて、他市町においても同じように納入ができない状況というふうに伺っております。

○伊藤委員 分かりました。

そうすると、ちょっと心配するんですけれども、前の救助工作車、車検が切れないかとか、例えばウインチとかクレーンの点検も、当然年次点検もあるんですけれども、その年次点検がどうかを、例えば点検が終わってから使ってしまうというか、そういうこともちょっとあるんですけれども、その辺りは、旧の車両とかは大丈夫なんでしょかね。

○消防総務課長 現在の工作車は令和5年2月に車検を受けておりますことから、令和7年2月までの有効期間となっております。また、法定点検であります3か月点検ですとか12か月点検のほうも順次行っております。それと、

クレーン、ウインチなどの年次点検も昨年の11月に行っておりますので、問題ないものと考えております。

○伊藤委員　あと1点だけ、納車時期はいつ頃になるんでしょうかね。

○消防総務課長　今回ですけれども、繰り越した後に、納車は6月から7月という形で計画しております。

○伊藤委員　以上です。終わります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　では、大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大藪議員　ありがとうございます。

1点だけです。

消防車両の入替えということですが、過去、旧車をよくミクロネシアに持っていったりという話は伺ったことがあるんですが、この処分はどのように処分されるのかお尋ねします。

○消防総務課長　今回ですが、ポンプ車、救急車並びに救助工作車も日本消防協会を通じて海外への寄贈を考えてございます。

○大藪議員　いやいや、江南市の財政御存じですか、ちゃんと理解していますか、本当に。今、消防車が、最近テレビの番組でも、大変人気があって、公有財産の処分オークションにおいて高値で取引されているのは知っていますか。

○消防総務課長　オークションで高値で取引されるという現実も承知はしておりますが、今回そうやっていただきました御意見を参考に、関係課と調整してオークションなど検討していかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大藪議員　もうとっくの昔に私言っていますけど、それは、無視ですか、

それは。もう随分前にこういったオークションを利用して処分するなどの対応を考えてくださいって、考えますって、検討しますと言っておいて、どう検討したんですか、教えてください。

○消防総務課長 検討して社会貢献のほうをとった形で現在は進めておりますので、よろしくお願いたします。

○大薮議員 江南市は左前状態ですか、教えてください。

○消防総務課長 確かに苦しい部分もあるかとは思いますが、そのように、社会貢献という形で今回は考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○大薮議員 じゃあ、もう最後です。今回だけは理解しましょう。もう江南市、そんな状況じゃないんで、貢献できるほど、江南市の財政はどうなんですか、もう前にも質問していますよ。無視せずにしっかり検討してください。以上、要望です。

○委員長 要望として受けておきます。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

午前10時44分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時59分 開 議

○委員長 　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費のうち

土地調査評価事業

戸籍総合システム改修事業

第3条 地方債のうち

庁舎等改修事業

消防施設整備事業

防火水槽耐震化事業

臨時財政対策債

第4条 一時借入金

第5条 歳出予算の流用

○委員長 　続いて、議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費のうち、土地調査評価事業、戸籍総合システム改修事業、第3条 地方債のうち、庁舎等改修事業、消防施設整備事業、防火水槽耐震化事業、臨時財政対策債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 事務局 議会事務局議事課の所管につきまして御説明をさせていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書の74ページ、75ページをお願いいたします。

歳入はございません。

歳出につきましては、74ページ、75ページから80ページ、81ページ上段までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて企画部地方創生推進課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 地方創生推進課長 地方創生推進課所管の当初予算につきまして御説明させていただきます。

地方創生推進課の事業につきましては、組織再編により秘書人事課、企画課、商工観光課の所管となるものでございます。

それでは、一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

中段の14款1項1目1節総務管理使用料、説明欄、企画課、地域交流センター使用料でございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

中段の14款2項1目1節総務管理手数料、説明欄、企画課、地縁団体証明手数料でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

下段の15款4項1目1節総務管理費交付金、説明欄、企画課、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の17款1項1目2節使用料及び賃借料、説明欄、企画課、地域交流センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、下段の17款1項2目1節利子及び配当金、説明欄、企画課、江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

中段の18款1項1目1節総務管理費寄附金、説明欄、企画課、ふるさと寄附金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目1節、企画課、市町村振興協会基金交付金でございます。

次に、その下、21款5項2目2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、下段の21款5項2目11節雑入、説明欄、商工観光課、PRグッズ売捌収入でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、説明欄中段の秘書人事課、市勢要覧売捌収入、それと3つ下の有料広告掲載料、その下、企画課、コピー等実費徴収金でございます。

続きまして、秘書人事課の歳出でございます。

88ページ、89ページをお願いいたします。

中段、2款1項1目秘書人事費、広報事業から90ページ、91ページの上段、広聴事業まででございます。

次に、企画課でございます。

下段の2款1項2目企画費、市民活動推進事業から94ページ、95ページの上段、地域連携事業まででございます。

次に、商工観光課でございます。

大きくはねていただきまして、308ページ、309ページの最下段、シティブ

ロモーション事業でございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　91ページ、タウンミーティング開催事業ということで、これは令和6年度は何回予定されているのでしょうか。

○地方創生推進課長　令和6年度は3回の予定でございます。

○伊藤委員　3回予定されているということで、タウンミーティングは市長の公約どおりしっかりやられているわけですがけれども、そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、特に学生などを対象に市長との話し合いを始められるということをよく報道はされているんですけれども、その中で、例えば最近若者の意見を取り入れて施策に反映された、そういう事例というのはあるのでしょうか。

○地方創生推進課長　若者の声を聞く機会といたしまして、市長のタウンミーティングの中で毎年若者を対象に実施をいたしております。今年度は名古屋経済大学の江南市に在住の学生と話し合いの場を設けております。

今年度実施いたしました名古屋経済大学の学生の皆さんからは、江南駅周辺に関する要望ですね、カフェが欲しいだったりとか、電車とバスの接続をもう少しよくしてほしいとか、あと大学生の医療の無償化の拡充といったような、若い世代の多彩な御意見というのをいただいております。

また、今年度は、新たに地域交流センターにおける交流事業といたしまして、公募による高校生、大学生が江南市の魅力などに関する話し合いを通じてまちづくりについて考えるワークショップを実施してございまして、今週末、ちょうど市長を含めました公開プレゼンを予定しているところでございます。

こうした話し合いの場を通じた御意見につきましては、すぐに市政に反映できるというような性質のものではございませんが、今後の市政運営の参考とするとともに、御意見の中ですぐにでも対応できるというようなものは、担当課と情報共有を図っているところでございます。

○伊藤委員　分かりました。

ぜひとも若者の意見、せっかくタウンミーティングをされておりますので、少しでもいいから取り入れていただいて、しっかりと進めていていただきたいと思います。

あと1点だけ、93ページ、ふるさと寄附事業、これは本会議でも出ていたんですけれども、これが大きく前年と比較すると伸びているんですけれども、その要因を教えてください。

○地方創生推進課長 予算額が大幅に増額しているという理由、要因につきましては、ふるさと寄附事業につきましては令和5年度から掲載サイトを増加いたしております。増加させるとともに、業務委託といたしましてふるさと寄附金に係る一連の業務を一括で事業者へ委託をしております。その中で記念品の開発、事業者との調整についても行っていただいております。これによりまして、今年度10月からは記念品を掲載しているポータルサイトが2サイト増加、また11月からはさらに2サイト増加をいたしまして、現在5サイトの掲載となっております。また、委託事業者が開発した商品につきましても順次掲載をされているところでございます。こうしたことから、令和6年度は寄附額の増を見込んでおりまして、それに伴って歳出予算も増額となるものでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○堀委員 来年度から秘書人事課になると思われる。広報「こうなん」はカラー印刷になるんだっけ。予算的にどれぐらい増えるんですかね。

○地方創生推進課長 広報の印刷をカラー化したことによりまして、またページの増減なんかも実績に応じて試算をしております。それに伴って140万8,000円の予算の増額となっております。

○堀委員 分かりました。結構です。そう大したことないわけだ。

○委員長 ほかにありますか。

○牧野委員 お願いいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金なんですけれども、具体的に何に使われるのかなということを改めてお尋ねいたします。

○地方創生推進課長 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイ

プ)の歳入でございますけれども、こちらは江南市地域交流センターの運営と業務委託に対する交付金でございます。

- 牧野委員 ありがとうございます。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 岡地委員 すみません、93ページの地域団体支援事業の中の区長・町総代事業について、ちょっと私、勉強不足でよく分からないので、内容を少し詳しく、この事業の内容ですね。
- 地方創生推進課長 地域団体支援事業といたしましては、区長・町総代に関する事業でございます、区長・町総代会を4月に行っておりますので、それに係る費用と、あと大きくはまちづくり協力金ということで、区長にまちづくりに協力をしていただいている関係で協力金を支払っている、その協力金が主なものになっております。
- 岡地委員 その費用の内訳というのはどういうふうになっているんでしょうか。
- 地方創生推進課長 協力金の積算につきましては、1世帯当たりの単価、広報「こうなん」の1月号の世帯数、その1世帯当たりの単価に広報「こうなん」の1月号の配付数を乗じた金額というのを交付しておるといったところでございます。
- 岡地委員 ありがとうございます。
- 委員長 ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 では、すみません、私も1点聞かせていただきたいんですが、歳入側で有料広告掲載料という形で予算が、というかこれはここの担当課に聞く話なのかどうか分かんないですけど、そもそも市の歳入で雑入としている有料広告掲載料、ほかの担当課もいっぱいあるんですけど、要は地方自治体って基本的には税込、税金からの歳入で運用している中、これって何か一つのもうける手段というか、私たち民間におるときにはあるんですけど、こういう広告掲載というものを、たしか昔はこういうのも何か駄目っぽかったんですけど、何かいつの間にか何かそうやって入って、収入が大丈夫になったんですけど、要はこれがどういう立てつけというか、どういう法律とか、何

か規則とかそういうところからこういう有料広告というものを出して使えるようになったという、国のルール変更か何かの経緯、過去の経緯ってどういう扱いだったのかというのが知りたくて、どこの担当課に聞けばいいか分からなかったのが最初で、最初の担当課にちょっと質問させていただきませんが。

○地方創生推進課長　　有料広告の掲載に関しましては、有料広告掲載に関する要綱ということで、平成19年からの運用をしております。この要綱に基づきまして、広報「こうなん」につきましても、広報「こうなん」に掲載する有料広告の取扱基準という基準を定めまして有料広告を募集しているという流れでございます。

○委員長　　そうすると、その要綱にどう書いてあるかちょっと分からないですけど、そこの広告を、掲載のスポンサーを増やせば増やすだけ広告収入はアップするという認識でよろしいのかどうか、それか何か制約があって、ある一定以上はできないとか、何か制約が、ルールがあれば教えてください。

○地方創生推進課長　　広報「こうなん」につきましては、広報「こうなん」の裏面の一面を広告として活用をしておるところです。広報ですので、年に12回ですから、12回分の広告の料金を予算のほうに計上しているところでございます。

○委員長　　ということで、聞きたかったのは、要はページ数を増やして、要は広告ページを増やせばその分歳入が増えると思うんですけど、そういうことは可能かどうか、技術的に可能かどうか教えてください。

○地方創生推進課長　　技術的には可能かと思えますけれども、広報の枚数が増えてまいりますので、そうすると区長がお配りするときに重くなってしまうという問題もございます。広報の紙面と併せてそういったこと、歳入の確保についても検討をしていかなければならないと考えております。

○委員長　　ありがとうございます。

では、ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて秘書政策課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課所管の当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

秘書政策課の事業につきましては、組織再編により秘書人事課、企画課の所管となるものでございます。

それでは、別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、69ページ、説明欄の中段、秘書人事課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金、1つ飛んでいただきまして、メンタルヘルス関連講座助成金及び生命保険料等取扱手数料、その下、企画課の4つ目でございますが、第6次江南市総合計画売捌収入でございます。

続きまして、秘書人事課の歳出でございます。

80ページ、81ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目秘書人事費の人件費等から88ページ、89ページの上段、秘書・渉外関係事業のテレビ受信料まででございます。

次に、企画課でございます。

90ページ、91ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目企画費の人件費等と94ページ、95ページの上段、上から3つ目になります政策決定支援事業から96ページ、97ページの上段、市制70周年記念事業の記念事業会場借上料まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員　防災安全課の人件費が令和5年度から令和6年度にかけて大幅に上がっておるんだけど、こんなにたくさん上がった理由はどういうわけですか、これは。

○秘書政策課長　防災安全費の人件費等でございますけれども、来年度、機構改革によりまして危機管理室ができますことから、そちらに部長職を1名配属することによって増額ということになってございます。

- 堀委員　部長が1人増えるわけですか、ここの担当専用部長が。
- 秘書政策課長　今お伝えさせていただいたのは、予算上、部長職1名分の人件費がそちらに計上させていただいているというものでございます。
- 堀委員　いやいや、部長職、部長は、これは何、こんな人件費上げるの、違うでしょう。
- 秘書政策課長　すみません、繰り返しとなりますけれども、部長職の相当の予算、人件費の予算額を防災安全費のところに計上したものでございます。
- 堀委員　聞いていることと、だって約5,000、幾ら違うのこれは、5,000万円ぐらいか、上がるわけでしょう、人件費が。こんなに上がるということは、それは理由があるわけだよ。きちっと理由を説明してよ。5,000万円も上がるんだよ。
- ちょっと休憩だわ。
- 委員長　　暫時休憩します。

午前11時22分　休　憩

午前11時28分　開　議

- 委員長　　では、休憩前に引き続き会議を開きます。
- では、秘書政策課長、先ほどの堀委員の質問に対して、1,400万円の予算の差額についての説明をお願いします。
- 秘書政策課長　差額の1,500万円、大体おおよその金額なんですけれども、給与等から共済費まで含めると部長職でおおよその金額になるものでございます。
- 委員長　　ほかにありませんか。
- 堀委員　　企画部でこれは進めればいいことであってね、本当に、例えば令和6年能登半島地震程度の地震が江南市を襲った場合に、そういう理屈上の問題じゃなくて、現実的にどう対応するかということを考えて、現実になんかということが可能かどうか、手後れになることはあらへんかとか、そういうこともしっかりと考慮してやっていただかないと、後で万が一というときに恐らく支障を来すというように私は思います。ですから、この件につきましては、今の水道部長がこちらへ来てやるということ、兼務するというような形になるのは、これはしっかりと検討し直していただきたい。これも要望して

おきます。以上です。

○委員長　ほかにありませんか。

○伊藤委員　今の関連してなんですけれども、やはり私も言っているように、前は企画部長が兼務してほしいということを何回でも全協の中でも言っておったんですよね。そうすると、今、堀委員の言っておった内容と整合性が取れるんですけれども、実際、その辺り、やはりおかしいと思えばおかしいものですから、この1年間しっかりと議論して、来年の当初予算ではしっかりとまたその辺り修正して、企画部長にしる単独の部長にしる、その辺りをしっかりと1年間で議員がみんな議論して、その後を持っていくようにしたいと思いますので、何とか今回は通して、この当初予算を、もう次回から、来年度予算はしっかりとその辺りやろうかなというふうに思っておりますけれども、その辺りはやはりどうでしょうかね。企画というか。

○企画部長　いろいろ御心配いただきまして、誠にありがとうございます。

大きな災害が起こったときというのは全職員が協力してやるという形にはなりませんので、常日頃からそういったことを想定しながら、やはり防災安全課が中心になってやっていくべきだというふうには考えております。

また、あとは組織の関係になりますけれども、今回提案させていただいた形で一度行いまして、いろいろ問題点等が生じましたら、また再度検討課題という形にはなるかと思っておりますので、まずはちょっとしばらくそのままの状態で行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

○伊藤委員　ぜひともその辺りしっかりと、やはり単独の部長をつくって、危機管理室長をつくってほしいというのが議員からの、議員全体の要望ですので、その辺りをしっかりと含みおきいただきまして、ぜひとも検討をまたよろしく願いいたします。

○委員長　引き続きどうぞ。

○堀委員　予算書83ページの人材育成事業について、実はこの前の議員の質問の中で、20代の若手の職員が退職していくと、30代の職員が辞めていくというような非常に残念な現実があったということを聞きました。その中で、人材育成事業について、どういう研修を、どのような研修をしているか。ま

た、職員に対してどのようなスキルの向上を求めているかお聞きしたい。育成プラン等がありますかな。

- 秘書政策課長 人材育成事業の中で行っております研修等でございますけれども、令和6年度の予定では、現在83コースの研修を予定しているところでございます。

若手職員の研修ということになりますと、おっしゃられますように、人材育成に関すること、また今後どう活用をしていただくかということも重要なものだと思っております。例えばなんですけれども、尾張5市2町の研修協議会などにおきまして、新規採用職員の研修でありましたり、前期、中期、後期といったそれぞれの経験に応じた、職員に応じまして研修を受けていただく研修も設けさせていただいております。

また、プレゼンテーション研修でありますとか折衝力・交渉力向上研修など、業務に役立てていただくような研修につきましても開催を予定しておりますので、そういったものに受講していただき、職員のスキルを上げていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

- 堀委員 これに関連して、企画部長、若手の職員が辞めていくということについて、どのような感想、企画部長としての感想を聞きたい。

- 企画部長 20代、30代の退職という形で辞められる、他の自治体へ行くといった場合とか家庭の事情であったり退職される方が多くはなっております。せっかく江南市に縁があつて入ってこられましたので、何とかその辺の、江南市の魅力であったりとか、育成プラン、いろんな江南市の仕事をしていく中でスキルアップにつなげられるような形に持っていきたいというふうには考えておりますので、できる限り若い職員との面談であったりとか、そういった時間を大事にしながら、若手の持っているような気持ちというのを吸い上げるような形で進めてまいりたいというふうには考えております。

- 堀委員 そういうような心構えなら期待するんですが、江南市から他の自治体へ替わっていくなんていうことは残念極まりないですよ。恐らく何か原因があるであろうというふうには思うんですが、ほかの自治体へ行くんだよ、職員が、替わっていくんだよ。どうなっているか、何か原因があるはずですよ。ですから、特にそういう点について、企画部長、責任重大ですよ。

それから、85ページで、庶務管理システム導入事業、出退勤管理、決裁業務が電子化されるそうだね。これはどのようなスケジュールで進められますか。

○秘書政策課長 庶務管理システムの導入に向けますスケジュールでございますけれども、現在、令和6年5月に契約の締結を考えておりまして、そこからシステムの構築が始まりまして、ですので、令和7年1月までにかけてシステム構築を進めていきたいと考えております。また、2月にはシステムの仮稼働を行い、令和7年4月から本稼働を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○堀委員 時代の流れでね、どんどんやっぱり先端技術を取り入れていくということは非常に結構だと思います。

それから、次、95ページの市制70周年記念事業の備考欄にSDGsとあるが、これはどのようなことかな。

○秘書政策課長 申し訳ありません、遅くなりまして。

SDGsとはということなんですけれども、SDGsは持続可能な開発目標という言葉になりまして、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標でございます。2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されたもので、2030年を年限といたしまして、17の国際目標を掲げ取り組んでいるものでございます。

○堀委員 この目標に沿ってある程度はやっていくということなんですね。分かりました。

それから、これはさっき伊藤委員が言ったんじゃないかな、市制70周年記念事業の記念事業開催委託料700万円、70周年記念でね、もうちょっと増やしてやったら、70周年記念。もっと市民が直接喜んでいただけるような、例えばだよ、例えば70周年記念大盆踊り大会とかな。昔、市営グラウンドで、市が主催の、大きなやぐらを組んで大盆踊り大会をやったことがある。大分、何十年も昔の話だよ。ああいうような一般市民がどんと集まれるような、まさにこれが記念事業だと言えるような企画をやっていただけると、市民も納得できるんじゃないかなあと思う。周りに、いわゆる店舗とかね、それから、そういうものをずらっと並べて、それはもうにぎやかでよかったというよう

なこともあります。だから視点を、一般市民がどのようなことを喜ぶか、この前の布袋のサマーフェスタ、ああいうことが、あれのもっと大規模なものをやれるような形でね。商工会議所に聞いたらやれないと言ったらしいな、また。困ったもんだ。そういうようなことで、商工会議所なんかは当てにせんように、しっかり市主催でやっていただけますように、これは要望です。お願いします。以上です。

○委員長　ほかには、よろしいですか。

○伊藤委員　1点だけです、すみません。

85ページの安全衛生管理事業の役務費の休職者等の病状診断料ということで上がっておるんですけども、これは実際、今現在、会計年度任用職員がたくさんおって、正規職員は少ないんですよ。そうすると、当然負荷がかかって、仕事量に、そしてその結果、一生懸命やった結果体調不良になったりして、精神や心に病を持って休職されている方、当然いるとお聞きしているんですけども、その辺りをしっかりとケアできる仕組み、システムというのは持っているんですかね、復帰できる。その辺のところをちょっと教えてください。

○秘書政策課長　現在、そういった病休ですとか体調を崩された方が、一応産業医の面談ということで、月1回にはなりますけれども、診察というか、診断を受けていただくことができることになっておりますので、そういったところを活用していただきましたり、休職してしまった方が、今度は復職に向けてということになってくると思うんですけども、その際はリハビリ勤務というところから順次職場のほうの復帰に向けて慣れていただきまして、完全な職場復帰というところまで達せるように、担当課と秘書人事課のほうをサポートしつつ支援していきたいというふうで、現在進めておるところでございます。

○伊藤委員　やはり根本的な問題なんですけど、やはり今、正規職員が少ないものですから、どうしても会計年度任用職員が増えて、その分はどうしても正規職員に負担がかかってきますので、そうすると、こういう心の病とか、仕事量が多くて体調不良になる職員が多いものですから、根本的な課題として、やはり正規職員を徐々に増やしていただくということで、これは要望な

んですけれども、今の休職者を減らしていくと、そういう形も一つ提案ということで、お願いしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。以上です。

○委員長　ほかにありませんか。

○牧野委員　先ほどの堀委員との質問にも関連するんですが、97ページの市制70周年記念事業の委託料の700万円なんですけれども、これは何をやることに対して委託されているのかということをお尋ねいたします。

○秘書政策課長　現在、こちらの記念事業開催委託料でございますけれども、予定をしておりますのが、8月、夏頃でございますけれども、eスポーツのイベント、また、まだ明確には決まっておりますが、秋頃にランタンイベントというものを実施してまいりたいと考えているところでございます。

○牧野委員　ありがとうございます。

その2つの事業を1つの事業会社に委託している感じなんですか、その2事業は別々の会社にそれぞれ委託されているんですか。

○秘書政策課長　現在のところ、それぞれのイベントは別々の事業者を想定しておりますけれども、まだ今後、実際に契約とかということにはなってまいりますので、その際に考えさせていただくということになります。

○牧野委員　そうすると、1件350万円で何がやっていただけるのか、そういう話になるんですけれども、それは置いておくとして、これは要望なんですけれども、秋のランタン、私も秋、いいと思うんですけれども、例えば今ですと一部、本当に一部なんですけれども、ちょうちんを自作で作って掲げるというふうのを市民公募で掲げて、それをやるとより70周年記念にいいんじゃないかなというのが浮かびましたので、もしよろしければそういうアイデアも取り入れていただければと思います。以上です。

○委員長　ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大藪議員 ありがとうございます。

4点をお願いします。

まず、第1点目です。

先日の私の一般質問でも御理解いただけたとおりでありますが、先ほど堀委員が言った内容の延長になりますけれども、伊藤委員には申し訳ないんだけど、僕はこれは議員の総意ではないと思っています。私は、残念ながら同意はできません。

一般質問で、御存じのとおり、今回の震災に関しては、水、トイレ、避難所、この3つのテーマというふうにお話ししました。実際に一般質問に至るまでの経緯の中で各課の課長とお話ししていた中では、大変な問題が実は水面下で起きていました。それは何かというと、一般質問では言いませんでしたが、あえて今回ちょっとはっきり言わせていただきますと、この一般質問のすり合わせとかヒアリングの中で、御存じだと思うんですが、防災安全課の課長が本当に頭を悩ませてしまって、主幹は2日間会社を、もう何か熱を出して休んでしまうという現状、これは震度7が、今、伊藤委員が言われたように、1年間様子を見てと言っていますけれども、今年の6月にもしこの震度7が来たとき、おまえ、議員何やっておったんだと言われるのはもうごめんですわ、本当に。やはりこれには……。

○委員長 大藪議員、簡潔明瞭に。

○大藪議員 分かりました。

そんな中で、水、トイレ、避難所などが大事だということで、災害対応に水道部長の権限を課長に担わせるといった答弁があったと思います。防災計画の中にこうした権限について書き込んであるのか、もしくは、そうでなければ企画部長の権限で担わせるといふことなのかお答えいただきたいと思います。危機管理対応部長と水道部長を兼務させず、配水場に単独部長として配属する必要があると私は考えているからです。

2点目です。

○委員長 1つずつで。

○大藪議員 1個ずつ、いいですか、じゃあ1個、これをお願いします。

○委員長 では、当局、御答弁をお願いできますか。

暫時休憩します。

午前11時47分 休 憩

午前11時48分 開 議

○委員長 じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

大藪議員、すみません、今の質問なんですけど、この予算、1,400万円増加についての部分と少しかけ離れていて、その記載があるかないかという話は、この予算の可否と判断するべきところではないので、申し訳ございませんが、質問から省かせていただきます。

次の質問をお願いします。

○大藪議員 そうなりますと、これほどで聞いたらいいんですか。人件費のことにに関して、その関連することはここというふうに聞いたんでここで聞いているんですけど、場所は、これほどで聞いたらいいんですか。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時49分 休 憩

午後1時38分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、大藪議員から休憩前に質問がありました。

その答弁を当局お願いいたします。

○企画部長 お昼に江南市地域防災計画を確認いたしました。

災害警戒本部、災害対策本部の活動体制において、今現状としては現時点での組織体制に基づき記載されているような状況でしたので、企画部長の権限云々といった項目というのは、特に今の現状としてはございません。

○委員長 それでは、本件、危機管理室長の兼任に関連するところにつきましては、そろそろ意見が出尽くしたということで、最後大藪議員から一言、続き、質問があったかもしれないんですけど、そののところ、簡潔に少し話していただいて次に行きたいと思っておりますので、大藪議員、お願いします。

○大藪議員 それでは、意見も出尽くしたということですので、そういうことならば、もうこういうふうでいくということですので仕方がないかなというふう

には感じました。

最後に希望としては、やはりそれだけ煩雑な業務ということもあり、兼任云々というのはちょっとやっぱりもう一回考え直したほうがいいんじゃないかなという私の感想、要望で、これで終わらせていただきます。

いい、続けて。

○委員長 はい、引き続きどうぞ。

○大薮議員 続きまして、2問。

関連内容になりますが、保育士についてちょっとお伺いしたいです。

保育士について、クラス担任を会計年度任用職員に担わせているとか、本庁業務においても日常的な業務を会計年度任用職員に担わせている、そういった業務について、正規職員に対応するべきだと思うんですが、可能な限り、その割合も含めてそう思っているんですが、それはいかがかということと、保育士採用時の面接官、これは誰が行っていて、その専門職の保育業務を担う採用には企画部長を例えばこども未来部長に変えたりとか、秘書課長を指導保育士にしたり、それから指導保育士を主幹級保育士などに変更すべきではないか。

要するに現場に精通した人間、こういった方に可能な限り担わせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。これだけです、質問は。

○秘書政策課長 先ほど保育士のほうの会計年度任用職員の任用や正規職員の任用につきまして、まずすみません、どういった者が面接を行っているのかという点でございませぬけれども、正規職員につきましては、副市長、教育長、企画部長、秘書人事課長が面接官として行っております。

また、パートといいますか、会計年度任用職員につきましては、担当課の職員のほうで行っている現状でございませぬ。

また、保育士等のクラス担任のパート率につきましても、こちらにつきましては、クラスについて1人が正規職員、また複数いる場合につきまして、会計年度任用職員を充ててクラスの運営を行っているところと把握しているところでございます。

○大薮議員 結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

少々お待ちください。

秘書政策課長、続きがありますかね。

○秘書政策課長 申し訳ありません。

1つ、正規職員のほうなんですけど、面接官の中から指導保育士が抜けておりましたので、指導保育士を含めさせていただきます。

○委員長 暫時休憩します。

午後 1 時42分 休 憩

午後 1 時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 議案第23号のうち、市民サービス課の予算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入について御説明いたしますので、令和6年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の26ページ、27ページの中段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び同会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、34ページ、35ページ下段をお願いいたします。

14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料から諸手数料まででございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございます。

次に、44ページ、45ページ中段をお願いいたします。

15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

次に、50ページ、51ページの上段をお願いいたします。

16款 2項 1目 1節総務管理費補助金の市民サービス課、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

次に、56ページ、57ページの下段をお願いいたします。

16款 3項 1目 2節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

次に、66ページ、67ページ下段をお願いいたします。

21款 5項 2目 10節電話料収入の市民サービス課分、電話使用料（支所）でございます。

次に、68ページ、69ページ中段をお願いいたします。

11節雑入の市民サービス課分でございますが、デジタル基盤改革支援補助金外3件でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

2款 1項 3目市民生活費でございます。

このページの布袋ふれあい会館維持事業から、104ページ、105ページの上段、市民相談員事業まででございます。

続きまして、その下でございます2款 1項 4目男女共同参画費の男女共同参画懇話会事業と男女共同参画推進事業でございます。

次に、152ページ、153ページ上段をお願いいたします。

2款 3項 1目戸籍住民基本台帳費でございます。

このページの人件費等から161ページ上段、住民基本台帳等窓口事業（宮田支所）までが市民サービス課の所管となります。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　157ページのコンビニ交付サービス運用事業なんですけれども、これコンビニ交付は、いわゆる住民票と印鑑登録証明書の交付なんですよね。

令和5年度のコンビニ交付の見込み件数と、あと市役所窓口での交付の割合と比較してどのぐらいなのかということと、また令和6年度の見込み件数、コンビニの交付見込み件数が分かれば教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 コンビニ交付でございますが、1月末現在で、1万17件を交付している状況でございます。

今後、2月分、3月分を見込みまして、大体1万2,500件程度になるだろうというふうに見込んでおります。

割合といたしますと大体2割ぐらいになるのではないかというのが、私たち今のところの見込みでございます。

また、今回予算立てでございますけれども、おおむね23%ぐらい、全体の23%程度が6年度としての見込みとして今計上させていただいているところでございます。

○伊藤委員 分かりました。ありがとうございました。

次に、159ページの、これは個人番号カード取得促進事業の中で、備品購入費として撮影機器とプリンタがあるんですけれども、これって毎年必要なものなんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 こちらの撮影機器、プリンタでございますが、今現在委託しております郵便局での出張申請サポートで使用しているものでございます。

郵便局において、プリンタ及び撮影機器やタブレット端末でございますけれども、こちらのほうはダイレクトWi-Fiということで、1対1の設定をして貸出しをしておりますが、プリンタのほうは何分家庭用のものを使っております、不具合が多発してくる状況になりつつありますものですから、来年は予備機として2機導入するものでございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点だけなんですけれども、その下のスマート窓口推進事業ということで、政策的事業ですよ。

これまで市民サービス課では、スマート申請とかコンビニ交付とかキャッシュレス決済、おくやみコーナーなど、こういうことを実施することによって、待たせない窓口や来させない市役所の実現に向けて、本当に成果を掲げておられまして、課長をはじめとして、職員の皆さんの本当に努力には感謝する次第でございますけれども、また最近ではマイナンバーカードの交付カウンターを替えるなど、窓口の業務の改善にも努めてみえるところでござい

ます。

今回の質問としては、スマート窓口についてはどのような窓口を目指しているのか、いつから開始するのか、それを教えてください。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　今回導入させていただきます窓口受付システムに関しましては、よく銀行等にもございますけれども、目的に応じて整理券が発行できるシステムを導入させていただきます。

また、書かない窓口に関しましては、マイナンバーカード等を読み込むことによって、お客様が選択した申請書にマイナンバーカードに記載のある住所、名前、性別等を記載された申請書が発行できるものを導入してまいります。

これらの機器を導入することによりまして、今現在のカウンターの前で並んでお待ちになっている方の立って待つ負担、またミスをつくる危険性、そういったものをまず回避していく。また、なるべく書かないということになるんですけども、これによって各市民の方の負担を減らすということを主眼に置いて、スマート窓口を実現していきたいというふうに考えております。

- 伊藤委員　分かりました。

あと、国の交付金なんですけれども、歳入の特定財源が計上されていないようでございますけれども、書かせない窓口というのは、国が進めるデジタル田園都市構想に合致するような気がするんですけども、この交付金の対象とはならないのでしょうか。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　今委員おっしゃられたとおり、デジタルを活用し、地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組というものに関しましては、国が進めるデジタル田園都市国家構想の交付金の対象になるものと私たちも考えております。

そのため交付金に関しましては、申請のほうをさせていただいて、採択されるというふうに期待をいたしております。

ただ、まだ確実ではございませんものですから、今回の特定財源には上げていないということで、もし仮に採択となりましたら、来年度に財源調整のほうをさせていただくというふうにまたお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長　ほかにありませんか。

○堀委員　布袋ふれあい会館のお風呂がなくなりますね。

あのお風呂の後、どうするのかな。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　それに関しまして、まだどういうふうにするということは決定いたしておりません。

現在、改修に当たって費用も発生するものでございますから、関係各課とどのようなものにしていくかということは協議し始めたところでございます。

○堀委員　ある程度必要経費は予算減額するわけでしょう。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　今回の令和6年度を算定するに当たりまして、削減されるであろう金額をはじかせていただいております。

トータルコストで670万円ぐらいは削減できているものと思っております。

○堀委員　分かりました。

ということは、それ以上かかったということだね。

それからもう一つ、103ページの市民相談事業について。

現在、市民相談を受けて、弁護士にお願いしているのもここかな、担当は。あれは顧問弁護士かね、違いますか。別。

[発言する者あり]

○堀委員　ああ、そう。

実は市民から、相談に行ってもなかなか要領を得んと。もっと説明せないかんそうですわ、詳しくね。実は前は部長OB、部長の定年退職された方をお願いをして、下で市民相談を受けてみえたというのがあったんだけど、今やっていますかね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　今、過去、部長のOBさんがやっていたというのは市民相談になるかと思います。

市民相談に関しましても、今実施しておりまして、部長OBではございませんけど、民間の方がやっただいてというふうになっております。

○堀委員　民間の方で。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　民間のOBの方です。

過去、違う企業で働いていた方に担っていただいて、相談員としてやっていただいています。

○堀委員　やっぱり行政に関しての相談が非常に多いわけですね。どこへ何をやったらいいとかね。こういうことについてどうしたらいいか。

市民にしっかりとそういう利便性というか相談を受けるについて、例えばここで市民相談を受け付けておられますと、予約を承りますというような形でね、そんなに大して金がかかることじゃないから、いわゆる部長も今年は2人か、それから来年は3人ぐらいあるんじゃないの。そういう方々に、いわゆる行政に精通してみえる方の江南市行政に関しての相談等を受けさせていただきますというような形で市民相談サービスをされるといいかと思います。

これは提案ですけどね、一応申し上げておきます。以上です。

○委員長　御意見として承りました。

ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。

○大藪議員　簡単に1個だけお願いします。

スマート窓口の推進事業に関してなんですが、もう既に今伊藤委員からも書かない窓口云々という話が出てまいりました。これはもう喫緊でやらなきゃいけないことだと思うんですが、もう時代は既に来なくていい窓口、さらには昨今の新聞を読んでいますと、もう既にスマートフォンにマイナンバーカードが入るといふ、もうそういう状況になりつつあります。

そこまでを考えた費用なのか、それともその都度そういう新しいものが来た場合には補正になるのか、それを教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　今回のスマート窓口でございますけれども、360万円程度ぐらいを計上させていただいております。

犬山市と比較しまして、おおよそ10分の1の経費で導入させていただいておりますけれども、こちらのほうは今、国が進めています住民基本台帳等、

標準化システムのほうが令和7年度にすると。それから国が進めています、あとマイナポータルの充実化が図られています。そういった中で、国の進める方向性がまだ明確には見えていませんけれども、大藪議員が言われましたとおり、来させない窓口であったりとか、その先のさらに便利な窓口というか、市役所のスタイルというのが描かれつつあります。

そういったものに対しましては、私たちも乗っていかないといけませんし、まず喫緊として書かない窓口ということで、なるべく最少の経費で最大の効果を出せる形として、今回やらせていただいていますので、新たなものが見いだされましたら、またそういったものにうまく乗っかっていくということでやらせていただく考えで、今回お願いしているものでございますが、よろしくお願ひします。

○大藪議員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部行政改革推進課について、審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政改革推進課長 行政改革推進課の事業につきましては、組織再編により所管が企画課及び財政課となってまいります。

それぞれの予算の該当箇所を御説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書、お願いいたします。

それでは、40ページ、41ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段、15款2項1目1節総務管理費補助金、右側説明欄、企画課分につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございます。

続いて、68ページ、69ページをお願いします。

中段、21款5項2目11節雑入、右側説明欄、中段、企画課分につきましては、デジタル基盤改革支援補助金、その下、情報システム等使用料でございます。

次に、歳出でございます。

96ページ、97ページをお願いいたします。

企画課分につきましては、2款1項2目企画費、中段やや上でございますが、情報システム管理運営事業から、次のページ、98ページ、99ページの中段、情報システム標準化事業まででございます。

続いて106ページ、107ページをお願いします。

財政課分につきましては、2款1項5目財政費、中段やや上、行政改革推進事業でございます。

また、別冊の令和6年度江南市当初予算説明資料の18ページに、企画課所管の情報システム標準化事業の概要を掲げておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で企画課、財政課へ所管替えとなる行政改革推進課分の事業の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　99ページですけれども、情報システム標準化事業の中をちょっとお聞きしたいんですけれども、これも本会議でかなり議論があったんですけれども、情報システム標準化事業のプログラム修正委託料についてなんですけれども、これは基幹情報システムなんですけれども、令和7年度までに標準化を完了させなければならないというふうに私は思っているんですけれども、進み具合はどうなんですか、進捗率はどうなんですかね。

○行政改革推進課長　　議案質疑でも出ましたけれど、市としましては、令和8年1月から運用ができるように計画をしております、現時点では予定しているところは進んでいるというふうに思っております。

○伊藤委員　　計画どおりということですかね。

あと1点だけなんですけれども、これも本会議で出たんですけれども、デジタル基盤改革支援補助金ですか、これは国からの補助なんですよ。そうすると、一般財源の持ち出しもあるんですけれども、これは例えば補助対象とならない経費があつてこの額になったのか、この額が最高の補助金の頭打ちなのか、その辺りはどうなんですか。

○行政改革推進課長　　ここに出ております特定財源と、予算と出てきている

数字に差がございます。この差というのは、補助の対象経費外のものでございます。対象外の経費ですけれど、まず前提となりますのが、標準準拠システムというのがガバメントクラウド上で、ちょっと片仮名が多いので大変恐縮なんですけれど、ガバメントクラウド上で稼働する環境へ移行する経費が要件となっております、そのガバメントクラウドへ移行する前段階、今はまだこのスケジュール上、前段階の状況でございますけれど、その中で一部設定に関することですか、改修に関することが対象外となっておりますので、そういったところが対象外の作業となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　続きます、財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

一般会計予算書及び予算説明書のほうをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

22ページ、23ページでございます。

上段、2款地方譲与税、1項1目1節地方揮発油譲与税から26ページ、27ページの最上段、12款1項1目1節交通安全対策特別交付金まででございます。

はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

最下段、17款財産収入、1項財産運用収入、1ページはねていただきまして、60ページ最上段の1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の財政課所管分でございます。

そのページ最下段、2目1節利子及び配当金の説明欄5つ目の財政課、江南市財政調整基金利子でございます。

1ページはねていただきまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段、17款2項1目不動産売払収入、1節建物売払収入、2節土地売払収

入でございます。

同じページの下段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で説明欄4つ目の財政課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

1ページはねていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

最上段、20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

最下段、22款1項市債、8目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

ページはねていただきまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

最下段、2款総務費、1項総務管理費、5目財政費の人件費等から106ページ、107ページ中段、行政改革推進事業を除きました108ページ、109ページ中段、市有財産管理事業まででございます。

次に、ページを大きくはねていただきまして、464ページ、465ページをお願いいたします。

最下段、11款1項災害復旧費、1目公共施設災害復旧費でございます。

はねていただきまして466ページ、467ページをお願いいたします。

最上段、12款1項1目公債費とその下、13款1項1目予備費でございます。

続きまして、資料別冊でございます。

令和6年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページ、7ページでございます。

令和6年度一般会計当初予算一般財源調でございます。

7ページ最上段、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までと、その3つ下、17款財産収入のうち、右側の備考欄、不動産売払収入、その下、19款繰入金、20款繰越金、最下段の22款市債でございます。

次の8ページには、一般会計における公債費の状況、はねていただきまして、11ページの基金の状況では、上から2つ目の財政調整基金から土地開発基金まででございます。

はねていただきまして、15ページをお願いいたします。

都市計画税の用途についてと、最後16ページには、引上げ分に係る地方消費税収の用途についての説明資料でございます。

説明は以上となります。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　24ページなんですけれども、地方交付税が前年度に比較して8億400万円増えているわけなんですけれども、その理由をちょっと教えてください。

○財政課長　地方交付税の算定は、その財源となります国税収入によって財源のほうを見込むというのがまず基本的な考え方でございます。

国の地方財政対策によりますと、税収のほうは増加するという見込みがまずあります。その中で、本市においては、収入額と需要額ということで過去の状況から算定をいたしました結果、普通交付税として43億2,200万円、特別交付税につきましては、こちらのほうは令和4年度から令和5年度の平均の伸び率ということで1.7%を乗じました3億4,600万円ということで算定をさせていただいております。

○伊藤委員　あと1点だけ、すみません。

109ページの市有財産管理事業の中で、役務費の土地鑑定手数料がありますよね。これというのは、どこの土地を何のために鑑定するわけですか。

○財政課長　土地鑑定手数料の対象予定地でございますが、鉄道高架化事業の仮線用地ということで、鉄道の側道部分にあります布袋地内の用地3筆分ということで、現在、土地開発公社が所管しております土地となります。

そちらにつきまして3筆、合計面積1,181.60平方メートルのほうを鑑定させていただきたいと考えております。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかありませんか。

○岡地委員　すみません、同じ109ページの市有財産管理事業の中で、アスベストの関係かと思うんですが、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会受講負担金ということで、これは昨年も発生していたんですけれども、これは毎年の責任者の設置をされているということでしょうか。

○財政課長　特別管理産業廃棄物は、PCBの廃棄物でございます。

P C Bを保管するに当たりましては、こちらの管理責任者の資格を持つ職員を配置する必要がございます、現在、資産経営グループ2名おりますが、2名とも資格を持っております。

来年度につきましては、人事異動の絡みもございまして1名予算として計上させていただいているということでございます。

○岡地委員 ありがとうございます。

アスベストは、特に特別管理産業廃棄物には指定はないわけですね。

○財政課長 はい、ございません。

○岡地委員 P C Bだけということでもいいですか。今、対象で考えてみえるのは。

○財政課長 はい、そのとおりでございます。

○岡地委員 そうしますと、将来のことを考えますと、毎年人事のことを考えていくと、責任者の講習会へ人材を送り出さなきゃいけないということになるのでしょうか。

○財政課長 P C Bの廃棄処分が全て終わるまでは、必要な人員として資格を持った人間を配置する必要がございますので、基本的にはそのように考えたいと思っております。

○岡地委員 最後に、それは市のほうとして、設置の要綱か何か、条例か何かお持ちですか。

○財政課長 要綱はございません。

○岡地委員 そうしますと、それは廃掃法に基づいてということですか。

○財政課長 そのとおりでございます。

○岡地委員 条例もしくは要綱の設置の必要性というのは、調査していただいたほうがいいかなと思うんですけど、要望で。

○委員長 では、要望として受けておきます。

ではほかにありますか。

○堀委員 今、関連して、まだP C B、市のあれにあるの。まだあるの。

○財政課長 今年度一旦廃棄を、たまった分はしましたが、まだこれから出る予定でございます。

○堀委員 出るのは分かっておるの。

○財政課長 南北の給食センター、それから老人福祉センター、旧の保健センター、この辺りは多分出るといふふうに見込んでおります。

○堀委員 はい、分かりました。

そういう古い建物は可能性があるということだね。はい、分かりました。

変わって、財政調整基金の今後の見通しはどうなるの。どうなりますか、財政調整基金の見通しは。

○財政課長 財政調整基金につきましては、説明資料のほうに令和6年度末の現在高見込みといたしまして30億5,600万円ということで、見込みのほうを立ててございます。

ただ、こちらにつきましては、令和6年度の補正予算というのをほとんど加味しない数字になってまいりますので、令和6年度の補正で一般財源を持ち出す場合は、当然それを下回ってくるということは考えてございますが、これまで議会のほうでも御答弁させていただきましてとおり、一応標準財政規模の10%ということで、最低20億円は下回らない数字でということで財政運営のほうは考えておりますので、必要に応じて財政調整基金につきましては活用していくということでございます。

○堀委員 過去のことを言っただけはなんですけどね。一時は1桁まで落ちたでしょう。ということは、それでもやってきておるわけですね。

現在、30億円もあるならば、もっと有効的に予算を使って、さっきの保育園の食器洗い機じゃないけれども、現場をよく見て、そしてしっかり、財政調整基金をためるばかりが芸じゃないと私は思います。

今、道路を表面を削って舗装し直しているところがあちこちやっておるんですが、後飛保町高瀬なんてひどいものですね、凸凹で本当に。

そういうような、決算の委員長もおるんだけれども、もっとやっぱり現実に使えるところは使って財政調整基金を生かしていただきたい。ためるばかりが能じゃないと私は思います。

30億円、だって私が辞めてから数億円の1桁まで使っちゃったんだよ。ところが、現在30億円もあるというんだからね、もっと有効的に使っていただきますように、よろしく。以上。

○委員長 御要望として承っておきます。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 それでは、税務課の所管する予算につきまして、該当箇所を説明させていただきますので、予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款市税、1項市民税から最下段の5項都市計画税、次のページ、22、23ページの最上段に、こちらも都市計画税がございます。

このうちのそれぞれ1節の軽自動車税の環境性能割と現年課税分とあります分が税務課の所管となります。

少し飛びまして、34、35ページをお願いいたします。

中段でございます14款2項1目2節徴税手数料にあります証明手数料をはじめ2項目でございます。

また、少し飛びまして、68、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、下段に税務課とございます郵便料実費徴収金をはじめ3項目でございます。

歳出でございます。

136、137ページをお願いいたします。

2款2項1目税務費の説明欄でございます人件費等から、145ページまで飛びます税諸証明書交付事業まででございます。

恐れ入りますが、別冊の令和6年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

一般財源調としまして、市民税の歳入内訳書を掲げてございます。

15ページをお願いいたします。

こちらには都市計画税の用途について掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願

いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　20ページ、21ページですかね。

歳入ですけれども、個人市民税が2億6,000万円、大きく減額しているんですけれども、その理由は何でしょうか。

○税務課長　市民税、個人の大きな減額の理由として2つございます。

21ページの欄の均等割につきましては、令和5年度まで適用されておりました防災・減災等の加算措置の特例期間が終了したことによりまして、1人当たり500円が減額となるためでございます。

その下の所得割の部分につきましても減額になっております。こちらにつきましては、令和6年度に限り、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき個人住民税1万円減額を行う、いわゆる定額減税により前年度より減額になるものでございます。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あと1点だけ、すみません。

145ページの税諸証明書交付事業の中の13節、スマート申請システム使用料、これはどのようなシステムで、どこへこれを支払うのでしょうか。

○税務課長　スマート申請システムですけれども、税務署の交付申請をスマートフォンとマイナンバーカードを使用して行うことができるオンライン申請システムでございます。

このシステムは、本人確認をマイナンバーカードで行い、発行手数料や郵便料をクレジットカードで決済をすることができるシステムでございまして、その使用料を運営会社のほうに支払う使用料として計上させていただいております。

○委員長　ほかにありませんか。

○堀委員　税収の滞納の現在の状況はどうですか。

○税務課長　税務課におきましては、現年分の担当になっておりまして、滞納分については収納課の所管ということになってきます。よろしく申し上げます。

○委員長 後ほど収納課にお願いします。

ほかによろしかったでしょうか。

[挙手する者あり]

○委員長 須賀議員から本件に関して、委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○須賀議員 委員長さんの許可を得ましたので発言しますが、市制60周年のときにオリジナルナンバープレートというのをやったんですけれども、今回の市制70周年については、特にそういった事業というのはやられなかったと思うんですけれども、まだあれですかね、そういうものを一切考えなかったのかどうかということと、あと市制60周年のやつはもうプレートは終わっちゃっておるのかどうか、どうなっていますかね。もう終わっておると思うんですけれど。

○税務課長 まずオリジナルナンバープレートについてですけれども、平成26年度に市制60周年記念として1,500枚を作成させていただいておまして、現在までで、今年度2月末現在で、残りが53枚の状況になっております。1,447枚の交付をしているところでございます。

あと、オリジナルナンバープレートを70周年で作成しないかというお話でございましたけれども、当初、電動キックボードのナンバープレートの作成ということも検討したんですけれども、原動機付自転車のナンバープレートの作成については、国のほうからも施行である令和5年7月には準備するようにという指示もありましたので、まずは市費のほうでつくらせていただきまして、ほかの70周年の標識についての作成としては、今回はしなかったという状況でございます。

○委員長 いいですか。

では、ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○収納課長 それでは、収納課の所管につきまして該当箇所を説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

一般会計予算書及び予算説明書の20、21ページの最上段をお願いいたします。

1款1項1目市民税、個人から次のページの5項1目都市計画税まで、各項目の2節説明欄、滞納繰越分でございます。

大きくはねていただきまして、56、57ページの中段をお願いいたします。

16款3項1目1節徴税費委託金でございます。

はねていただきまして、64、65ページの中段をお願いいたします。

21款1項1目1節延滞金でございます。

続きまして、このページの最下段、21款5項1目1節滞納処分費でございます。

はねていただきまして、66、67ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、146、147ページの最上段をお願いいたします。

2款2項2目収納費、147ページの説明欄、人件費等から150、151ページの中段、納税相談事業まででございます。

続きまして、恐れ入りますが、別冊の令和6年度当初予算説明資料6ページをお願いいたします。

ここでは、令和6年度当初予算一般財源調の中で、今回の歳入予算のうち、市税の滞納繰越し分について、市民税から都市計画税までの内容を記載しております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員　先ほどちょっと間違えて聞いたんだけど、滞納の状況はどんなものですか。

○収納課長　まだ徴収の途中でございまして、1月末現在ということで御答弁させていただきますけれども、現年度分ということで、市税全体で、現在の段階で83.36%、過年度繰越分ということで17.92%、昨年度比較で、現年度がマイナス0.6ポイント、滞納繰越分でマイナス0.2ポイントという状況でございまして。

○堀委員　金額を教えてください。

○収納課長　金額を令和5年度で申し上げますと、令和5年度の収入済額でございまして、109億9,879万1,302円でございます。

過年度につきまして、滞納繰越分でございますけれども、令和5年度、同じくでございますけど7,708万614円でございます。

○堀委員　それだけ滞納があるということね。

○収納課長　今は納めたほうの金額、収入済みのほうを申し上げますと、滞納はまだあるということでございまして。

○堀委員　滞納金額を教えてください。

○委員長　すみません。

発言は指名してからでお願いします。

収納課長、答弁をお願いします。

○収納課長　すみません、滞納金額についてはまだ途中でございまして、最終的に税の調定税額、残っている分から引いた部分、いわゆる一旦申し上げた数字の分を引いた段階でしかちょっと分からないものですから、現在は入った生の数字だけをお伝えした次第でございまして。

○堀委員　大分昔の話ですけれどもね。

収納課長、歴史に残る課長が見えましてね。その方が滞納してみえる、ある反社会的団体の事務所に乗り込んで、もらってきちゃったという人がおる。反社会的団体の事務所に乗り込んでね。

相手がびっくりしたそう。よくおまえ来たなというようなことで、そう

というような、実はそのときには滞納額が非常に減ったという話も聞いております。

同じようなことをやれとは言いませんけれども、前は課長と課長補佐かな、組んで滞納者のお宅をお邪魔して、ぜひ払っていただけませんかということをお分昔はやっておったんですが、今はそういうような努力はしてみえますかね。

○収納課長　今は、直接お会いするというよりも、実際の資産、いわゆる持ってみえる資産を調べながら、あとはやっぱりその家庭の状況にもよりますものですから、預金調査であったりとか、給与であれば給与の調査であったりとか、そういったものをしながら、状況によっては差押え等々をやっているという状況で、それでも個別徴収ということで、お約束をいただいた方には、面談をしながら一部ずつ納付をさせてもらったりとか、そういったところの両方を使いながら徴収をやっているという状況でございます。

○堀委員　初めから、預金とかそういうものを調べるんじゃないかとね、やはり相手も人間ですから、誠意を持って滞納をぜひ少なくしてくださいというような形でお願いに行くと、もうあほらしいような話と思うかもしれんけどね。

それが収納課の仕事ですので、少しでも滞納を少なくするような努力をされると。また、いわゆる財産を調べるだけが、それは最後の手段であってね、それは差押えは簡単ですよ、しようと思えば。

だけどそうじゃなくて、それまでにやはり人間的に相手に対して誠意を持って訴えるというような形でやっていただけるといいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長　ほかにありませんか。

○伊藤委員　私は最近、しっかりと滞納者に対しては、徴収に取り組んでいただいている印象を受けておりますので、本当にありがとうございます。

特に先ほど堀委員が言われたように、悪質な滞納者にはしっかりと厳しく対応していただきたいと思いますが、例えばの話なんですけれども、滞納者が所有している自動車、それを差し押さえて公売するような取組を近隣自治体では聞いたことあるんですけれども、江南市ではいかがでしょうかね。

○収納課長 予算とは直接は関係がございませんけれども、今年度の予算を使用いたしまして、去る2月でございますけれども、3台の車を年末に差し押さえまして、3台、実際官公庁オークションを使いまして売却したという実績がございます。

昨年につきましてはございませんでした。

○伊藤委員 ありがとうございます。分かりました。

あと1点だけです。

151ページの還付・充当事業の22節償還金、利子及び割引料の中の市税過誤納還付金等及び還付加算金なんですけれども、これは前年度と比較して大きく減少しているんですね。その理由を教えてください。

○収納課長 こちらは法人市民税でございますけれども、市内の1事業所におきまして、令和4年度に約1億4,100万円の予定申告による納付を行ったという実績がございますけれども、令和5年度におきましてその還付が見込まれることから、昨年度の当初予算作成時にはそれを見込んだ形で予算をお願いしました。

今回はそういった物件というか案件がございませんでしたので、例年どおりの予算としたため、元の数字に戻ったという形でございます。

○委員長 ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、予算書の26、27ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

中段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄の総務課分、本庁目的外使用料（電柱）から下段の本庁目的外使用料（尾張北部環境組合）まででございます。

44、45ページをお願いいたします。

上段の15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

はねていただきまして、56、57ページをお願いいたします。

中段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金、その下4節統計調査費委託金でございます。

58、59ページをお願いいたします。

下段の4項4目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

60、61ページをお願いいたします。

最上段の17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料、説明欄、総務課分、本庁舎自動販売機設置場所貸付収入外2件でございます。

62、63ページをお願いいたします。

上段の2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

はねていただきまして、66、67ページをお願いいたします。

最下段の21款5項2目雑入、11節雑入、説明欄69ページ、下段の総務課分古新聞古雑誌等売却代外4件でございます。

70、71ページをお願いいたします。

下段の22款1項1目総務債、1節総務管理債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、108、109ページをお願いいたします。

下段の2款1項6目行政事務費、説明欄、人件費等から、はねていただきまして、121ページ、最上段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、160、161ページをお願いいたします。

中段の4項1目選挙費、説明欄、選挙管理委員会事業でございます。

162、163ページをお願いいたします。

中段の5項1目統計調査費、説明欄、統計調査事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　111ページなんですけれども、文書管理事業の12節、廃棄文書

等処理委託料なんですけれども、処理してもらう文書の量によって当然予算が変わってくるわけなんですけれども、こういった形で今回積算されたんでしょうか。過去の実績なんですか。

実を言うと、例えばの話、個人情報の文書を多分メインに処分してもらう内容だと認識しているんですけども、例えば個人情報となると、そうでない文書との仕分がしっかりしないといけないわけでございますけれども、その仕分のしっかりやられている方法というのはどういうふうに行われているんですか。その辺りを教えてください。

○総務課長 廃棄文書等処理委託料でございますけれども、3つの内容によって積算を行っております、1つが廃棄文書処理委託といたしましては、雑誌、新聞、段ボール、シュレッダー等のくずの引取りのほうを委託しております、こちらのほうは1回当たり定額でございますので、毎週木曜日に回収しておりますけれども、単価6,050円掛ける50回ということで30万2,500円でございます。

それからもう一つが、機密文書の処理委託でございます。こちらのほうは、地下にございました大型シュレッダーのほうがリース満了を迎えまして、その後廃止し、業者の委託による裁断、溶解処理に切り替えたものでございますけれども、こちらのほうは過去3年間の平均の金額で積算をしております、40万8,000円となっております。

この2点でございます。この2点の合計で71万1,000円となっております、令和5年度に比べますと、令和5年度が72万3,000円でしたので、やや減少という形になっております。

○伊藤委員 あと、今の仕分なんですけれども、個人情報の文書とそうでない文書というのはしっかり仕分されておられると思うんですけど、こういった形でやられている。

○総務課長 あくまでも担当所管課の判断で仕分して、裁断の必要のあるものは機密文書のほうに入れているという形になっております。

○伊藤委員 そうですね、無駄な文書を委託するとお金がかかってきますので、その辺りしっかりと仕分のほうをお願いしたいと思います。

あと、115ページなんですけれども、庁舎等維持運営事業の中で、需用費

の光熱水費の電気使用料なんですけれども、これはいわゆる2,621万3,000円ということで、今年度出されていますけれども、来年度はここにあと1,859万7,000円ということで若干減ってきていますよね。

そうしたことで、今年度の見込みという形はどういうふうに出されたんですかね、その予算というのは。

○総務課長 減少している主な原因といたしましては、今年度実施いたしました本庁舎照明のLED化のほうがある程度寄与している部分もございますけれども、全照明器具の4割はLED化が進んでおったところを、残りの6割を蛍光灯照明器具からLED化にしたという内容でございました。

こちらのほうの試算といたしまして、年間に約9万7,000キロワットアワーの削減効果が見込まれるというふうに考えておりますものでして、1キロワットアワーで考えますと、単価31円というふうに踏まえた場合、約300万円の削減効果があるということで、こちらのほうも見込んでいる結果でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと、ちょっと気になるんですけど、161ページの選挙管理委員会事業ということで、これは今後、衆議院議員総選挙とか参議院議員通常選挙が近づいてきますよね、だんだんとね。

そうすると、ちょっと関係ないかも分かりませんが、投票率を向上に向けてt o k o + t o k o = l a b oを、今回、期日前投票されましたよね。

そうした形で今後に向けて投票率の向上に向けた取組ということで、どの部分にこれから予算計上を考えてみえるのか。例えばスポーツセンターに期日前投票所をつくるとか、将来のそういう予算計上というのが出てくるわけでしょうか。

○総務課長 令和6年度におきましては、満期を迎える選挙というのは実際ございませんけれども、今年度、江南市長、市議会議員一般選挙からt o k o + t o k o = l a b oのほうに新たに事前投票所を開設させていただきまして、選挙管理委員会といたしましても、まずもっては今後もt o k o + t o k o = l a b oにおいてよりよい投票環境を整えていくために、課題の洗い出し及びその改善のほうを進めていきたいというふうに考えておるもので

ございます。

また、これまでの一般質問でも御答弁差し上げていただいておりますけれども、期日前投票所を増設するに当たりましては、投票管理者ですとか投票立会人、また投票事務従事者と、多くの人員を必要とすることとございますので、正規職員の勤務時間中の応援体制も不可欠でありますことから、新たな期日前投票所の増設に当たりましては、慎重に検討をしていく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点だけ、163ページの国勢調査事業の中で、報酬で会計年度任用職員とあるんですけども、国勢調査というのは基準日が令和7年10月1日が基準日になるんじゃないですか。

そうすると、来年度は会計年度任用職員が要るか要らないか分からないですけれども、その辺りが何で今年、来年度が会計年度任用職員の任用が必要なのかというちょっと疑問があったものですから、ちょっとお聞きします。

○総務課長 国勢調査の実施年度は、伊藤委員おっしゃられるとおり、令和7年度でございます。

令和6年度につきましては、その令和7年度の調査のために準備といたしまして、前回調査以降に生じた調査区域内の人口の増減や区画整理等による道路建設に伴う区域の修正を行うために、調査日の1年前を基準日といたしまして、全国的に調査区の見直しを行うものでございます。

会計年度任用職員につきましては、2名を10月から11月にかけて採用をする予定でございます。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 ほか、ありませんか。

○堀委員 先ほど伊藤委員が言ってみえたように、選挙関係で今後予想される、参議院議員は当然ありますわね。衆議院議員はまだ分らんわけですわ。同時になる可能性もあるし。そういうときに体制として人員等、総務課としてどのように対応されますかね。

○総務課長 国政選挙、ダブル選挙が起きた場合の想定でございますけど、あまり考えたくないんですが、基本的には職員と会計年度任用職員をフル回

転させて実施していく、対応していくということになると思いますが、昔は、投票と開票と両方兼ねている職員もございましたので、そういったやり方も、今の働き方の中では、好まざるを得ないとは思いますが、状況によっては、そういった対応もやむを得ないのかなというふうに考えているところではございますが。

○堀委員　大変なことがあり得る可能性もあるということで、選挙に関しては非常に重要ですので、特に各議員におかれましては、自分の命も関わってくる、立場にも関わってくるような状況がありますので、そういうところはしっかり連携してスムーズに進められるようお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長　ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長　それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

予算書の64ページ、65ページをお願いいたします。

中段にあります21款2項1目1節預金利子、その下の2目1節有価証券差益でございます。

次に、2枚はねていただきまして、68ページ、69ページの最下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の会計課所管部分、業者用納品書売捌収入及び愛知県証紙売捌手数料でございます。

続いて、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、132ページ、133ページの最下段をお願いいたします。

2款1項9目会計管理費でございます。説明欄、人件費等から、2枚はねていただきまして136、137ページ、上段やや下の説明欄、庁用備品出納事務

の17節備品購入費まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 歳入歳出事務処理事業の中で役務費、来年度、この口座振込手数料、これは新たに計上されているんですよね。この計上されるに至った経緯と、これは他の自治体でも同じように計上されているのか。

あと、その下のインターネットバンキング利用手数料というのはどういったものか、この2点お願いします。

○会計管理者兼会計課長 まず委員お尋ねの口座振込手数料でございますが、こちらにつきましては、令和6年10月から、全国的に銀行間における取引手数料が公金の振込に対しても発生することになりまして、当市の指定金融機関におきましても、市から債権者への口座振込による支払いの際に手数料が発生するようになります。

これにつきましては、令和4年に総務省の通知にもよりまして、指定金融機関等に問い合わせている公金収納等事務に要する経費の取扱いという内容で、指定金融機関が取り扱う公金収納事務に係る経費負担が適正なものとなるように見直しを行うという要請がございました。

この要因によりまして、昨年度より全国的に様々な金融機関から各自治体に対して手数料要請の動きのある中、県内でも当市を含め多くの自治体の指定金融機関である三菱UFJ銀行より手数料の要請がありました。

なお、近隣自治体におきましても、この手数料に関しては総務省の通知にもあるように受け入れていくといったような方針でございます。

2点目のインターネットバンキング利用手数料でございますけれども、こちらにつきましては、まずどういうものかと申しますと、債権者への支払いに際しまして、口座振替を行うときに、指定金融機関である三菱UFJ銀行のインターネットバンキングであるBizSTATIONというものを利用して振込を行っておりますが、こちらにつきましても、さきの総務省通知をきっかけにいたしまして、これまで無料だったものを利用料ということで求められており、予算化したものでございます。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて監査委員事務局について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管について御説明申し上げます。

歳入がございませんので、歳出について申し上げます。

予算書の164、165ページの下段をお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、説明欄の人件費等から168、169ページの上段、愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 監査事業の中の備品購入費ですね。42万9,000円ということで結構金額が上がっているんですけども、これどういった椅子を、更新されるんですよね。これ何脚されるんですか。

○監査委員事務局長 監査委員室用椅子につきましては、昭和37年7月に10脚を購入して、令和6年度で61年を経過するというところで、近年、老朽化により、そのうち2脚はもう既に使用不能、他のものについてはぐらつきがあり、危険なために買換えを実施するものでございます。

○伊藤委員 なるほど。61年使われたということで、結構使われているということで、やむを得んかなと思っています。

あと1点だけ、全国都市監査委員会ですけれども、これは来年度はどこで開かれるんですか。

○監査委員事務局長 令和6年度につきましては大阪府大阪市で開催の予定でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 47 分 休 憩

午後 3 時 15 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 それでは、消防総務課所管につきまして御説明申し上げます。

予算書の 33 ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段でございます 14 款 1 項 6 目 1 節消防使用料、消防総務課分の消防施設目的外使用料の 3 つの項目でございます。

次に、42 ページ、43 ページをお願いいたします。

中段でございます 15 款 2 項 5 目 1 節消防費補助金、消防総務課の災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車購入費補助金でございます。

次に、60 ページ、61 ページをお願いいたします。

中段でございます 17 款 1 項 1 目 2 節使用料及び賃貸料、消防総務課の消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、66 ページ、67 ページをお願いいたします。

中段やや下でございます 21 款 5 項 2 目 8 節公務災害補償基金支出金でございます。消防総務課の消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

次に、70 ページ、71 ページをお願いいたします。

最上段でございます 21 款 5 項 2 目 11 節雑入の消防総務課分、全国消防グループ保険事務費負担金から、その 2 つ下の尾張水害予防組合水防団出動手当まででございます。

次に、72 ページ、73 ページをお願いいたします。

中段でございます 22 款 1 項 6 目 1 節消防債の消防総務課分、消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、大きくはねていただきまして、352 ページ、353 ページをお願いいたします。

下段にございます9款1項1目消防総務費の人件費等から、少しはねていただきまして364ページ、365ページ下段にございます消防予防費の上、26節公課費まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお尋ねをいたします。

消防車両更新等事業ということで、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車、これは非常に高額なんですけれども、これは国の国庫補助が2分の1つくということですかね。あと、一般財源と起債で整備するということなんですけれども、まず取りあえず内訳というのはどういったものでしょうかね、この予算の。それだけ教えてください。

○消防総務課長　委員お尋ねの内訳ということなんですけれども、令和6年度更新の災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車は、緊急消防援助隊施設整備補助金を活用いたしまして更新の計画を立てております。

その内訳なんですけれども、こちらが緊援隊の補助金となるものが、見積金額のうち補助対象となるものが2分の1となっておりまして1,877万8,000円、また消防施設整備事業債の4,110万円と合わせまして、特定財源といたしまして5,987万8,000円が充当されまして、残りの1,382万2,000円が一般財源といった形になります。

○伊藤委員　ここに政策的事業に書いてあるとおりなんですけれども、これは取りあえず非常に高額ということで、前回の水槽車というのは多分もう少し安かったと思うんですけれども、緊援隊ということで、装備がある程度強化されたものしか補助金が出ないということで、総体的には補助金をいただけると、そちらのほうが安いかなという、一般財源だけでね、起債だけでやるより安いかなと思うんですけれども、これ高額になった水槽車の特徴というのは、例えば給水ができるとか、災害のときに、何かそういう特徴はあるんでしょうか。

○消防総務課長　委員御指摘の、なぜ高額かということなんですけれども、

前回は平成19年度に更新しております。そのときは7者による入札を行いまして、株式会社モリタと売買契約を結び、そのときの契約金額なんですけれども2,803万5,000円です。当時の補助額が379万2,000円でした。

今回、それと比べますとかなり高額ということなんですけれども、これは16年前と比べますと、原材料費の高騰ですとか、安全ですとか環境の性能がかなり厳しくなっておるため、過去の基準ではなかなか車が設計できなくなっているというのが主な原因と考えられまして、近隣では、平成31年に犬山市が4,850万円、税抜きです。令和2年に春日市が6,470万円税抜きで落札しておることから、こういった状況を数年前から業者と見積りを取りながら価格のほうを設定してまいったところでございます。

○伊藤委員　あと1点だけ。

そうすると、緊援隊で今回整備されるんですよね。緊援隊の国の補助金ということで。

そうすると、例えばどこかで災害が起こって緊援隊を要請されると、当然緊援隊に登録しておる車両というのは、これもそうなんですけれども、救急車とかあとタンク車とかあるんですけれども、これは国のほうで調整されて、県が調整して何台出せと、何名出せという、そういう指示があると思うんですけれども、その辺の対応はしっかりできるという体制を取られているんですよね。

だから、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。例えば職員が今5名、6名ですか、欠員になっているんですよね。6名ですか、111名から今105名ですか、そうすると6名足らんですよね。そうすると、その辺りはどうなんでしょうか。その辺のところをしっかりと行政に言って人を増やして、緊援隊としてできる体制というのをしっかりと取るべきだと私は思うんですけれども、その辺りしっかりと行政のほうに伝えてあるんですか。

○消防総務課長　現在ですけれども、緊急消防援助隊のほうは、タンク車と救急車と後方支援隊ということで3隊の登録となっております。今回この水槽車のほうを登録することによって4隊となることから、人員が回るのかといった趣旨の御質問かと思うんですけれども、同時に出動させるのは2隊というふうに市のほうで指定しておりますので、この場合においても、現状

の人数で特段問題はないものと考えております。

○伊藤委員 現状問題ないということですね、実際問題ないとは思いますが、やはりできれば定数に、実員と定数が一緒になるようにしっかりとまた人事当局へ、そのようになるように頑張ってください。以上です。

○消防総務課長 すみません、1つ訂正で。

先ほどタンク車、救急車、後方支援隊と3隊と申し上げたんですけれども、タンク車と化学車というのがございますので合計4隊で、今回これを入れると5隊というふうになりますので、訂正させていただきます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 大藪議員から、本件に関して、委員外議員としての発言をしたいと申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 力弱く。御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大藪議員 すみません、ちょっと嫌がられて申し訳ないですけど、お願いします。1点だけです。

352ページの資料のほうですね、消防総務費がマイナス1億773万5,000円となっているんですが、内訳だけ教えてください。お願いします。それだけです。

○消防総務課長 大藪議員御指摘の1億773万5,000円、大きくマイナスといった大きな理由なんですけれども、こちらは車両更新で、前年度救助工作車のほうが1億3,800万円ほどございましたので、それが大きな原因かと。

[「繰明ということ」と呼ぶ者あり]

○消防総務課長 そうです。

○委員長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて消防予防課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長　それでは、消防予防課所管の該当ページにつきまして御説明申し上げますので、予算書の36ページ、37ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中央やや下でございます14款2項6目1節消防手数料、消防予防課で危険物施設設置（変更）許可検査等手数料と、その下、煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段でございます21款5項2目11節雑入、消防予防課でコピー等実費徴収金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、364ページ、365ページをお願いいたします。

下段でございます9款1項2目消防予防費の右側、人件費等から、少しはねていただきまして370ページ、371ページ、中段やや下でございます煙火消費許可、立入検査等事業まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお聞きいたします。

367ページの火災予防事業、18節、住宅用火災警報器設置費補助金ということで、これは確かに本市の設置率が非常に悪いものですから、財政当局に御無理言って補助金をつけていただいたと、そのように理解はしておるんですけれども、予算が9万円と非常に少ないんですけれども、今年度の実績から算定されたんでしょうか。それなら今年度の実績をちょっと教えてください。

○消防予防課長　今年度から始めております、7月中旬頃から施行しておりますが、今日現在の数値で申し上げますと、82個の住宅用火災警報器の設置を対象に助成をさせていただきました。

2分の1の補助の関係で、1戸当たり同じじゃないものですから、実際の

数字82個に対しまして、今と予算額から来る割合としましては89.3%、約9割の執行率でございます。

○伊藤委員　ここに予算が9万円なんですけれども、来年度の目標、9万円で収まって、それ以上だとだんだん設置率が向上してくるわけなんですけれども、当然向上してきたら補正を組むという形になってくると思うんですけれども、そうなってくるとちょっとうれしい悲鳴ということがあるんですけれども、来年度の目標というのがあれば教えてください。

○消防予防課長　来年度におきましても、現在のところですが、今年度同様、約90戸から100戸の設置目標としておりますので、補正等、現段階では特に考えておりませんが、当初創設の折の関係部局とのやり取りのことも関係がございまして、今現在はこの金額で数年間は実施のほうを認められたという経緯もございまして、まずはこの約90から100戸の設置を目標に令和6年度も実施していきたいというふうに考えております。

○伊藤委員　分かりました。

様々な手法を凝らして広めていただいて、設置率の向上ですね。確かにこういう補助金、知らない方もまだ結構いますので、そうするとだんだんまた設置率が向上していきますので、そうすると、県とか国とかと比べて、江南市が設置率が悪いものですから、ぜひとも、少なくとも県とか国と同じような設置率になるように、向上に向けてしっかり努力していただきたいと思えます。以上です。

○委員長　ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長　それでは、消防本部消防署の所管する当初予算につきまして御説明させていただきますので、予算書の40ページ、41ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段にございます15款国庫支出金、1項3目1節消防費負担金で、緊急消

防援助隊活動費負担金でございます。

少しはねていただきまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段でございます22款市債、1項6目1節消防債で防火水槽耐震化事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、370ページ、371ページをお願いいたします。

中段でございます9款1項3目消防署費、人件費等から、少しはねていただきまして382ページ、383ページ、指揮出動事業まででございます。

参考といたしまして、別冊の当初予算説明資料の45ページから47ページに防火水槽震災対応化事業位置図を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお願いします。

これも今ちょっと宮地委員とお話ししておったんですけど、どうしても聞いてくれということなものですから、私も聞こうと思っておったということで意見が一致しましたのでお聞きします。

375ページの防火水槽震災対応化事業ということで、非常に高額な金額が組まれていますよね。

今度は曾本町、宮後町、松竹町ということで、それぞれ予算説明資料に場所は載っているんですよ。載っていますけれども、これはタンクインタンクを、今の防火水槽を上部スラブを外して、そこにタンクを設置するということなんですけれども、今回のこの耐震化を図る場合と、それと例えば今の防火水槽を撤去して二次製品をばがっと据え付ける場合、その場合と差額というか、どちらが高いか安いということ、安ければ二次製品を据え付けたほうが良いような気がするんですけども、その辺りはどうでしょうか。

実際にタンクインタンクにすると、場所によっては40トンにならない場合がありますよね。40トンを超える場合があって、国の防火水槽の基準からちょっと貯水量が少なくなる可能性もあるんですよ。そういうことも考えて、

その辺りはどういうふうな方針で臨んでいるのでしょうか。

他の自治体の施工例もちょっと併せて、他の自治体もどうやっているかということで、それも併せて教えてください。

○消防署長　この防火水槽震災対応化事業なんですけれども、当初は、簡易耐震化ということでシートによる工法を実施してまいりました。

その後、シートに少し不具合が生まれて、その後業者のほうから、継続した施工ができないということがありまして、令和4年度、工法について検討いたしました。

その際に、このタンクインタンクを最終的に選択したんですけれども、そのときの比較といたしましては、委員おっしゃられるように二次製品を更新に使うというところですね。もう一つ、防火水槽内に支柱を入れるといった工法がございまして、その3つの方法で費用比較をいたしました。

二次製品を入れる場合は、実績のある一宮市、それから稲沢市、これは令和4年に二次製品を入れているということで、コンクリート製のものなんですけれども、おおむね費用としては1,800万円でございます。

それから、その場所に更新するということになりますと、撤去費用も必要になってきますので、おおむね500万円から600万円、700万円の費用が場所によってはかかってくるということで、タンクインタンク1,500万円台のところまで計上しておりますけれども、そうした費用比較からしても、現段階の震災対応化事業の残り10基を進めていく中では、費用的にもタンクインタンクがいいのではないかといいところが、タンクインタンクを採用したところでは。

○伊藤委員　他の自治体はどうやっているんですかね。

タンクインタンクが結構やられているの。

○消防署長　周辺の経年した防火水槽への対応としましては、稲沢市と犬山市でタンクインタンクの施工実績はございます。

ただ、計画的に行っているというのではなく、古いものが漏水して修理が困難になった場合に、そうした方法を取り入れたというところでは。

その折に、小牧市は、令和6年度から市有地に設置してある既存の防火水槽、経年したものは年1基ずつ既存を撤去して、二次製品を入れて更新を図

っていくということは確認いたしました。

○伊藤委員 各自治体によって考え方がちょっと違うんですね。

特にこのタンクインタンクは令和7年度で終了なんですよ、令和7年度まで。

そうすると、令和8年度からの計画というのはまだ多分つくっていないような気がするんですけども、50年以上たった防火水槽が結構あるんですよ。そうすると、やっぱり経年劣化した防火水槽の更新計画というのをやりつくっていないかと、私はいけないと思うんですよ。

その辺り、要望なんですよけれども、しっかりと計画をつくって、タンクインタンクにするのか二次製品にするのか、また撤去して終わるのかということで、消火栓でそれをカバーするのかということで、しっかりその辺りは精査して、しっかりと更新計画を策定していただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時38分 休 憩

午後3時39分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 当局に一言申し上げます。

例の管理の関係で、いろいろ御意見がありまして、議員の間でも非常にその件については大体意見が一致しております。その関係で、本会議最終日に附帯決議を出そうというような意見になっております。

その点を含めて一応申し上げておりますので、担当部長、ひとつよろしくお願いをいたします。

○委員長 ただいま堀委員より、本件、議案第23号について、本会議のほうで附帯決議を上げたいという御意見をいただきましたので、それは御意見と

して伺っておきます。

それでは、議案第23号、採決に入らせていただきます。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

資料につきましては、タブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

令和6年2月7日に区長、町総代と開催いたしました市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただきました。

この資料のとおり、広報「こうなん」4月号に掲載したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、意見交換会でいただきましたアンケートにつきましても、事前に委員の皆様にご配付しておりますが、タブレット端末に配信しておりますので、御確認よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

終了に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

短めにいきたいと思います。

本日は、皆様の御協力のおかげをもちまして、1日で委員会のほうを終了させていただきました。ありがとうございます。

当局の皆様は、委員会のほうで採決された予算、冒頭に言ったとおり、結果を重視していただき、執行していただければ幸いです。あ

ありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後 3 時42分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 長尾光春